

付録一 1

点検結果の記入要領及び 部材番号定義基準

目次

1. 点検記録様式への記入方法.....	1
1) 点検記録様式（その1） 橋梁の諸元と定期点検総合結果.....	2
2) 点検記録様式（その2） 構成要素毎の性能の評価結果.....	7
3) 点検記録様式（その3） 径間別一般図.....	8
4) 点検記録様式（その4） 診断のための状態の把握時の現地状況写真.....	10
5) 点検記録様式（その5） 部材番号図.....	11
6) 点検記録様式（その6） 診断のための状態把握の方法.....	15
7) 点検記録様式（その7-1、7-2） 構成要素の性能の評価結果.....	15
8) 点検記録様式（その8-1） その他構造（フェールセーフ）の評価結果.....	17
9) 点検記録様式（その8-2） その他構造（伸縮装置）の評価結果.....	18
10) 点検記録様式（その9-1） 対策区分判定結果（主要部材）.....	18
11) 点検記録様式（その9-2） 対策区分判定結果（主要部材以外）.....	20
12) 点検記録様式（その10） 維持工事等の必要性.....	20
2. 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式への記入方法.....	21
1) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1） 予防措置時の現地状況写真.....	22
2) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その2） 予防措置位置図.....	22
3) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3） 予防措置の実施状況写真.....	24
3. データ記録様式への記入方法.....	25
1) データ記録様式（その1） データ記録時の現地状況写真.....	26
2) データ記録様式（その2） データの収集・記録の方法.....	26
3) データ記録様式（その3-1） 損傷図.....	27
4) データ記録様式（その3-2） 損傷写真.....	30
5) データ記録様式（その3-3） 損傷程度の評価記入表.....	31
6) データ記録様式（その3-4） 損傷程度の評価結果総括.....	33
7) データ記録様式（その4） 引き継ぎ事項等.....	33
8) 詳細調査報告書様式（その5-1） 洗掘の状態写真.....	34
9) 詳細調査報告書様式（その5-2） 洗掘の計測結果.....	34
10) 詳細調査報告書様式（その10-1） 塩化物イオン量の計測結果.....	34
11) 詳細調査報告書様式（その10-2） 塩化物イオン量の計測状況写真.....	36

付表－1. 1	構造形式一覧	37
付表－1. 2	各部材の名称と記号	40
付図－1. 1	部材の名称	43
付図－1. 2	部材番号例	60

1. 点検記録様式への記入方法

点検記録様式（その1）から点検記録様式（その10）は、道路橋毎の所在地や諸元などの基礎的な情報、健全性の診断の区分、その主たる決定要因となる橋の性能の概略の評価、そのために必要な状態の把握、及び性能の評価を踏まえた次回定期点検までの部材群の措置の必要性の技術的見解等を記入する。

各様式の共通項目は以下による。

(1) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(2) OBAS No.

橋梁毎に付与される識別番号（OBAS No.）を記入する。

(3) 橋梁名

道路橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、道路橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

道路橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号（〇〇道路） (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇，県道〇〇 等 (一般県道，主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇，町道〇〇 等

(5) 現地確認年月日

健全性の診断の区分の決定に行われる、知識と技能を有する者による状態把握が行われた実

施日をyyyy. mm. dd 形式で記入する。なお、複数の日にまたがって実施した場合には、末日を記入する。（（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(6) 橋梁診断員

道路法施行規則（道路法施行規則の一部を改正する省令）に求められている、「知識と技能を有する者」に該当する者で、状態の把握から性能の技術的な評価結果の一連を行った橋梁診断員の所属と氏名を記入する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

(7) 橋梁検査員

後日必要に応じて基礎データ記録について必要な検証等ができるように、部材等の損傷の有無やその程度などの現状に関する基礎データの記録者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

1) 点検記録様式（その1）橋梁の諸元と定期点検総合結果

本様式は、健全性の診断の区分の決定にあたり、以下の情報を記録する。

- ① 道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかの推定の結果
- ② ①の場合に想定される道路機能への支障
- ③ 橋梁利用者及び第三者被害のおそれ
- ④ 道路橋を取り巻く状況も勘案して、①～③などの結果も踏まえて、効率的な維持や修繕などの観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討した結果、及びその措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」

本様式には、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、(6)に掲げる「健全性の診断の区分」の記号を記入する。その他維持行為や詳細調査等の必要性の有無に関する引き継ぎ事項も記入する。

また、想定する状況におかれた場合の道路橋を構成する「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」がどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果を記載する。

(1) 諸元等

道路橋の最も基本的な情報の1つであり、適切な方法により記録する。このとき、他のデータベースの内容との整合も図ること。

(2) 所在地

以下の例に従い、施設の起点側の位置を記入する。なお、伝達の確実性の向上を目的として、フリガナを付す等の工夫をするとよい。

〈記入例〉 ○○県 △△市 □□地先

(3) 適用示方書

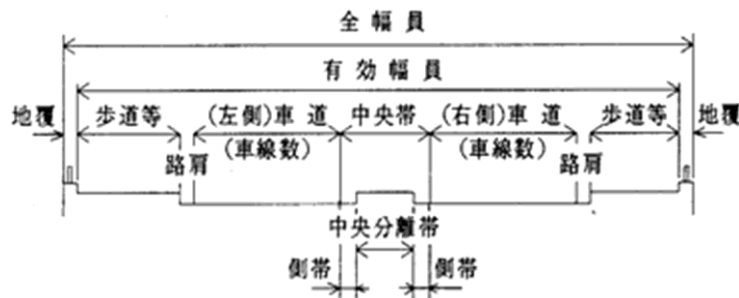
橋梁の設計・施工では「道路橋示方書」が適用されるため、当該橋梁に適用した道路橋示方書

を明確化（〇〇年道示等と記録）することは、各種点検の際の重要な情報である。

特に、耐震対策を実施している場合は、様式の備考欄に耐震対策を実施した際に適用した道路橋示方書も記載することにより、後日、この様式を活用し、橋梁の耐震性能を速やかに把握でき、地震時の被害を推定する際の一助となる。

(4) 幅員の定義

幅員に関する各寸法の定義は、下図による。



注：起点側から見る。

図 幅員

(5) 備考欄の活用

備考欄には、次の事項から必要事項を抽出し、記載する。なお、別途の橋梁管理のためのデータベース等で容易に参照できる事項は、記載する必要ない。

① 近接条件等

ア) 一般

- ・ 近接方法：緊急時及び次回以降の定期点検の計画立案の際に、必要な架橋環境及び近接の難易度の把握に活用できる。
- ・ 交通規制の有無：交通規制を実施するにあたり確保が必要な車線数及び交通量が把握でき、次回以降の定期点検計画立案に有益な情報である。
- ・ 協議の有無（相手）：点検するためには必須な情報である。
- ・ 上部構造分割の有無。
- ・ 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施の有無（対象径間の記載）：補修・補強の緊急度を判断するための有益な情報の一つである。
- ・ 海岸線からの距離：損傷の原因を絞り込むに際しての判断材料の一つである。
- ・ 塩害特定点検対象及び実施の有無：措置方針を検討するときの参考にできる。
- ・ 検査路（上下部構造別に設置箇所）：検査路の有無及び設置位置等は、緊急時及び次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。
- ・ 補修補強工事の有無（前回定期点検以降の補修工事のみが対象）：前回定期点検にて確認された損傷への対応が把握できるため、次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。

イ) その他

現地の条件等によっては、外観の確認すらできない部材も有り得るので、同一橋梁内において、人が近づけるだけの空間が存在しないなどの真にやむを得ない理由で目視、打音及び触診を実施できない場合や近接目視によらない方法により実施した場合は、その位置を備

考欄に記録として残す。詳細は、点検記録様式（その5）が参考にできる。

②構造等の特記事項

健全性の診断の区分の決定や維持管理を行う上で、道路管理者が把握すべき構造を有する場合は、特記事項として記載しておく。

例：構造が上下線で異なり、一方が定期点検の対象外となった場合 等

(6) 定期点検総合結果

- ・告示に基づく健全性の診断の区分

「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、「19. 健全性の診断」表-19.1「健全性の診断の区分」のⅠ～Ⅳに分類した結果を記入する。

- ・対応や調査の必要性

維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各判定区分（E, M, S 1, S 2）の判定の基本的な考え方は、「18. 措置の必要性等の検討」によるものとする。なお、必要性があると判定し「有」を記録した場合は、その内容と理由を、「定期点検総合結果に関する補足」の欄に記載するとよい。

- ・定期点検総合結果に関する補足

健全性の診断の区分の背景となった情報などのうち、取り巻く状況や管理方針など、橋梁診断員の所見に付言しておく事項があれば適宜補足を加える。また、次回点検の時期、措置の優先性、監視や調査の必要性を補足するなど、維持管理上の申し送り事項などを適宜記載する。

(7) 性能の評価結果

道路橋毎、道路橋を構成する「上部構造」、「下部構造」、「上下部接続部」、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」の構成要素毎に記載する。

- ・想定する状況における各構成要素等の状態の評価

「活荷重」、「地震」、「豪雨・出水」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。「その他」は、道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な性能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」についても以下のとおり評価し、上記のAからCのいずれかに区分し記載する。

- ・その他（フェールセーフ）：橋に地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合に、「地震」の影響に対して、その橋のフェールセーフが機能することを期待する状態となることを想定して、フェールセーフの装置等に注目して、それが所定の機能を適正に発揮で

きるかどうかの観点で評価した結果を記入する。

- ・その他（伸縮装置）：「活荷重」に対して、伸縮装置の走行性の確保の観点からの評価を行えばよい。なお、伸縮装置自体の構造安全性は、結果的に走行の安全性を損なっている状態でもあることが一般であり、それらも考慮して、走行の安全性の確保の観点で評価した結果を記入する。

想定する状況（活荷重、地震、豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」を記載する。

写真番号は、点検記録様式（その6）の写真番号とリンクするものとし、評価の裏付けや将来の検証等に活用できる代表写真を選定する。

・橋梁診断員所見

道路管理者の意思決定である「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように、橋梁診断員が検討を行った措置に関する総合的な所見が必ず記載されなければならない。所見欄への記入にあたっては、以下に留意するとともに、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。

- ・施設全体に対する技術的見解の総括を述べる。橋の性能、関連する異常や変状、上部構造、下部構造、上下部接続部などに対して次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。
- ・耐荷性能の回復、耐久性能の改善など、対策等の措置の目的や、対策等の措置の目標や意図として回復させる性能の内容や程度を含むのがよい。
- ・橋全体に想定される対策等の措置の優先順や実施にあたっての留意点、また、複数の措置等の実施が考えられる場合、相互の関係の留意点を含むのがよい。
- ・具体的な材料や工法を特定するような記述は行わない。措置の内容については、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めを想定するが、具体的な措置工法や時期、範囲等まで検討した内容について所見欄に記載することは想定していない。
- ・所見の根拠となった異常や変状等の表記は、「7. 点検項目 表7.1」による。
- ・補修や補強などの対策の必要性の記述については、定期点検間での内容や橋梁毎の内容の記載の方法について整合が図られ、比較を適切かつ容易に行えるように、以下の表現を組み合わせることを基本的な考え方とする。

・監視

特段の事情がない場合、通常行われる点検等に合わせて間歇的に行われる状態の確認以外に、特別な方法あるいは時期に状態の把握を行うこと

・常時監視

監視のうち、常時又は極めて短い間隔での状態の把握を行うこと

・耐荷性能の改善（あるいは部分的回復）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。ただし、建設当時に保有していた耐荷性能よりも低い性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の回復

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設時に保有あるいは目標としていた耐荷性能相当の性能を目標とした措置

- ・耐荷性能の強化（又は向上）

現状（点検で確認した時点）よりも耐荷性能を向上させる。このとき、建設時の保有あるいは目標としていた耐荷性能を上回る性能を目標とした措置

- ・耐久性能の改善

点検時点にその状態で想定される耐久性能よりも耐久性能を引き上げる。

このとき、措置前に目標とされていた設計耐久期間にその時点を開始として新たに耐久期間を設定する場合は、耐久性能の回復として捉える。

- ・耐久性能の回復

現時点を始点として新たに目標とする期間を設定し、それに対する耐久性能を確保すること。

- ・安定の確保

耐荷性能の改善、回復などのうち、特に不安定化が生じないようにするための措置を行うこと。または、橋の耐荷性能に影響を及ぼす周辺の地盤範囲が不安定化しないようにするための措置を行うこと。

- ・発生や進行の防止

更なる変状や損傷の発生や進行が生じないようにするための措置を行うこと。

- ・可能性の低減

想定される変状や損傷その他望ましくない状態等になる可能性や、望ましくない状態をもたらす要因が当該橋梁に影響を及ぼす可能性がより小さくできるとみなせる措置をおこなうこと。

以上の他、次回定期点検等への引き継ぎ事項がある場合には記載する。また、前回定期点検結果から健全性の診断の区分が変わった場合には、橋の性能の評価結果の変化や道路橋を取り巻く状況の変化等、その根拠についても記載する。

耐荷性能や耐久性能等の所見については、他の様式に記載されている内容との重複はなるべく避け、健全性の診断の区分の決定にあたって、その直接的な理由がわかるように記録するのがよい。

なお、点検記録は、その内容に対する誤解や認識の不一致が生じないことや、将来参照する際に記録された内容が正確に伝わる必要がある。そこで、損傷の表記や措置の内容について、上記のとおり、自由筆記による所見を記述する際の一語の統一を図るために基本となり得る用語の例を示している。これらはいくまでも自由筆記のためのものであることに注意が必要である。また、ここにはない用語を用いる際にも、道路橋示方書・同解説等で用いられているものをできるだけ用いるなど、意味する内容が明確で一つに特定できるよう心がけること。

2) 点検記録様式（その2）構成要素毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その1）に記録される定期点検総合結果や性能の評価結果の根拠として、構成要素毎の性能の評価の結果を記載する。

なお、本様式の記載内容は、点検記録様式（その7-1）から点検記録様式（その8-2）で記録する構成要素毎の性能の評価の結果を集約し、記録するものである。

点検記録様式（その2）の記入要領は、次のとおりとする。

・性能の評価結果

「活荷重」、「地震」、「豪雨・出水」、「その他」の該当するものについて評価し、その結果を記入する。「その他」は、道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で、例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に、それらの状況について記入し、必要に応じて欄を追加する。

以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

橋本体の安全性には直接関係ないものの、それに類する必要な性能を担うその他の構造のうち、「その他（フェールセーフ）」、「その他（伸縮装置）」についても評価し、上記のAからCのいずれかに区分し記載する。

想定する状況（活荷重、地震、豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は、「NA」を記載する。

・特定事象の種類

特定事象の種類を記入する。その他、予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば、具体の事象名を記入する。また、特定事象が複数ある場合は、複数の特定事象を記入する。

・現地での応急措置

定期点検時に現地で行った応急的な措置の有無とその応急措置の内容を記入する。

・備考（性能の評価にあたっての特記事項等）

構成要素毎の性能の評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

以下に、一般的に所見に含まれるべき事項を示す。

- ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項。
- ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価。
- ・橋梁利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性。
- ・措置の緊急性の有無。
- ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無。

・備考

措置の必要性の詳細な内容など特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。

3) 点検記録様式（その3）径間別一般図

本様式は、橋梁検査員が作成する。

本様式では、径間毎に、対象橋梁の全体図及び一般図（平面図、側面図、断面図）などを整理し、記載する。

点検記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「全体図」：橋梁全体の模式図（多径間の場合、対象としている径間をマークする。）
- ・「一般図」：各径間の一般図（平面図、側面図、断面図）

※補強等を反映させた現況の一般図とすること。

現況の一般図がない場合には、新たに作成すること。

平面図には北マークを記載すること。

【留意事項】

(1) 図面に記載する事項

全体図、一般図に記載する情報等は、次のとおりである。なお、いずれの図面も、数値等が読みとれる明瞭な図面とすること。

①橋梁一般図

全体図で掲載することが多いと考えられる橋梁一般図は、当該橋梁の基本となる図面であり、そこに記載する情報は当該橋梁の点検・診断を行うにあたっての基本的な諸元を網羅する必要がある。ゆえに、当該図には、少なくとも、橋長・支間長・幅員・桁間隔・桁高・支承条件・径間分割番号を記載する。

②平面図・側面図・断面図

一般図で掲載することが多いと考えられる平面図・側面図・断面図には、当該橋梁そのものの情報の他、地形・交差条件・周辺状況及び設計条件等、定期点検をより効率的・効果的に行うための情報を記載する。

記載する情報は、次の中から適切なものを選択する。

- ・方向別表示（○○方面）：当該橋梁の起点・終点を示し、当該橋梁の各部位における正確な位置把握に有益な情報である。
- ・地質縦断図・柱状図：地質縦断図・柱状図は、当該橋梁が存在する地形・地質が把握できることの他、当該橋梁に生じた損傷の原因の推定に有益な情報である。
- ・交差物件の名称・方向・条件明示：当該橋梁と交差している物件（河川・道路・鉄道等）の名称は、その管理者を特定するための情報であり、緊急時及び災害時の情報共有及び対応への連携等に際し必要な情報である。なお、交差物件（河川・道路・鉄道等）の方向別表示を行う。

例：河川…上下流

道路…至○○

海岸付近・海側，山側

また，交差条件（建築限界，H.W.L等）を明示することにより，定期点検の計画立案に必要な情報となる。

- ・河川の計画及び現況河床：当該橋梁が河川を横架する場合は，渡河する河川の計画及び現況河床を記載することで，洗掘の有無等の判断の一助となる。
- ・第三者被害予防措置の対象範囲：架橋条件や維持管理の前提条件が確認できる情報である。
- ・梯子，橋梁点検車の設置可能位置：梯子，橋梁点検車で定期点検を行う際に，その設置が可能となる位置の情報であり，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際にも有益である。
- ・橋梁下へのアクセスルート：当該橋梁へ到着するまでのアクセスルートを示す情報である。特に山間部等，周辺道路が十分整備されていない地域での橋梁では，定期点検の計画立案を行う場合のみならず，災害時の緊急点検等の際に有益である。
- ・前回定期点検以降の補修・補強の情報：補修・補強工事の範囲（又は位置）は，前回定期点検にて確認された損傷への対応を把握できる情報である。
- ・踏掛板の有無：大規模地震後の緊急点検計画の立案時に，当該橋梁の橋台背面の沈下の生じやすさを把握できる情報である。
- ・定期点検の現地実施において調整等が必要となる施設：定期点検において，事前に調整が必要となる施設（大規模な送電線，光ファイバーの幹線等）は，定期点検の計画立案に必要な情報である。
- ・人が近づけるだけの空間が存在しないなど物理的に近接が不可能であるときや，近接目視によらずに状態を把握した場合は，その位置を一般図に記録として残す。記入内容は，点検記録様式（その6）が参考にできる。

(2) その他記載が望まれる情報

①周辺の交通等状況

当該橋梁の損傷の進展を考察する場合に，橋梁の位置する道路にどのような交通が見られるかは重要な要素の一つであるため，周辺の状況を可能な限り記載する。

例えば，

- ・主要なアクセス道路（高速道路，主要地方道等）
- ・大規模な工業団地等の大型車の通行が想定される地域

②情報源となる施設

災害時には，速やかに情報を入手することが重要であり，遠隔地においても速やかに現地の情報が取得できるように，情報を取得できる施設について記載する。例えば，

- ・CCTVの設置位置，撮影範囲・方向，可能な旋回範囲等の情報
- ・気象観測装置，路温計等の設置情報

③情報取得年次

記載している情報の確からしさを示すため，各情報の取得年次等について記載する。

例えば，

- ・形式・形状は完成図から精緻に転載されたものか，想定が含まれるのか

- ・河床高は，○年○月現在時点の高さ
- ・交差道路の高さは，○年○月現在の高さ

④側道橋

側道橋には本橋側を，本橋には側道側を記載する。

4) 点検記録様式（その4）診断のための状態の把握時の現地状況写真

本様式では，性能の評価や措置の検討などの一連の診断を行うために必要な情報を把握した際の対象橋梁の全景，路面，路下等の現地状況写真を整理し，記録する。写真は，当該橋梁の客観的事実を示すことができる最たる情報であり，当該橋梁の外観等の他，地形，交差条件及び周辺状況等の情報を，主として視覚的に取得するための様式である。

点検記録様式（その4）の記入要領は，次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「メ　モ」：撮影対象箇所（側面，路面，路下等），写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには，得られた情報を記載するのがよい。また想定部分は「考えられる」と記載するなど，想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真の撮影アングルは，原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は，前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるとよい。

また，どの方向から何を写したかを記載する。例えば，「手前：A1側，奥：P1側」，「上り線側から撮影」

②CCTV画像の利活用

当該橋梁を観測しているCCTVが設置されている場合は，プリセット画像と変状時の画像を比較することで，大規模な変状があれば速やかに確認できることから，掲載しておくといよい。

③航空写真の利活用

当該橋梁の周辺状況を一目で確認できることから，可能であれば，国土地理院のサイトから橋梁周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

5) 点検記録様式（その5）部材番号図

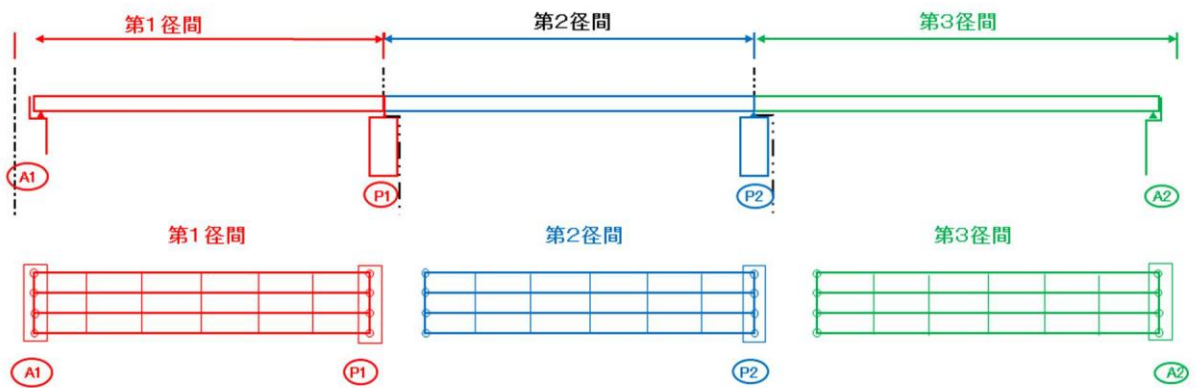
本様式では、径間毎に、記録の下地となる要素番号及び部材番号を設定し整理する。点検記録様式（その5）の記入要領は、次のとおりとする。

(1) 「部材番号図」：径間毎、部位・部材毎の番号図

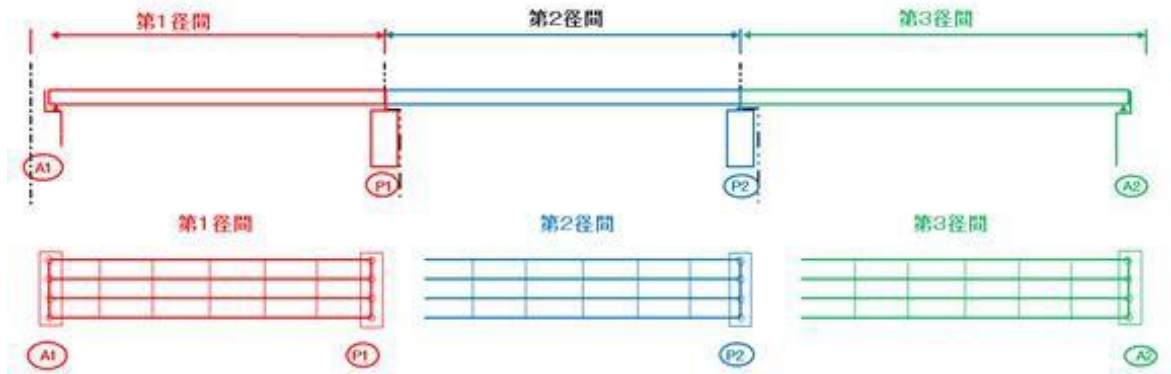
■ 1径間の考え方

多径間の橋梁において、橋脚、伸縮装置、連続桁中間支点の支承、支点上の対傾構・横桁、桁連結装置（落橋防止）等、前後の径間で共有する部材については、若番側の径間部材とする。

ア) 単純桁の例



イ) 連続桁の例



ウ) ゲルバー桁の例

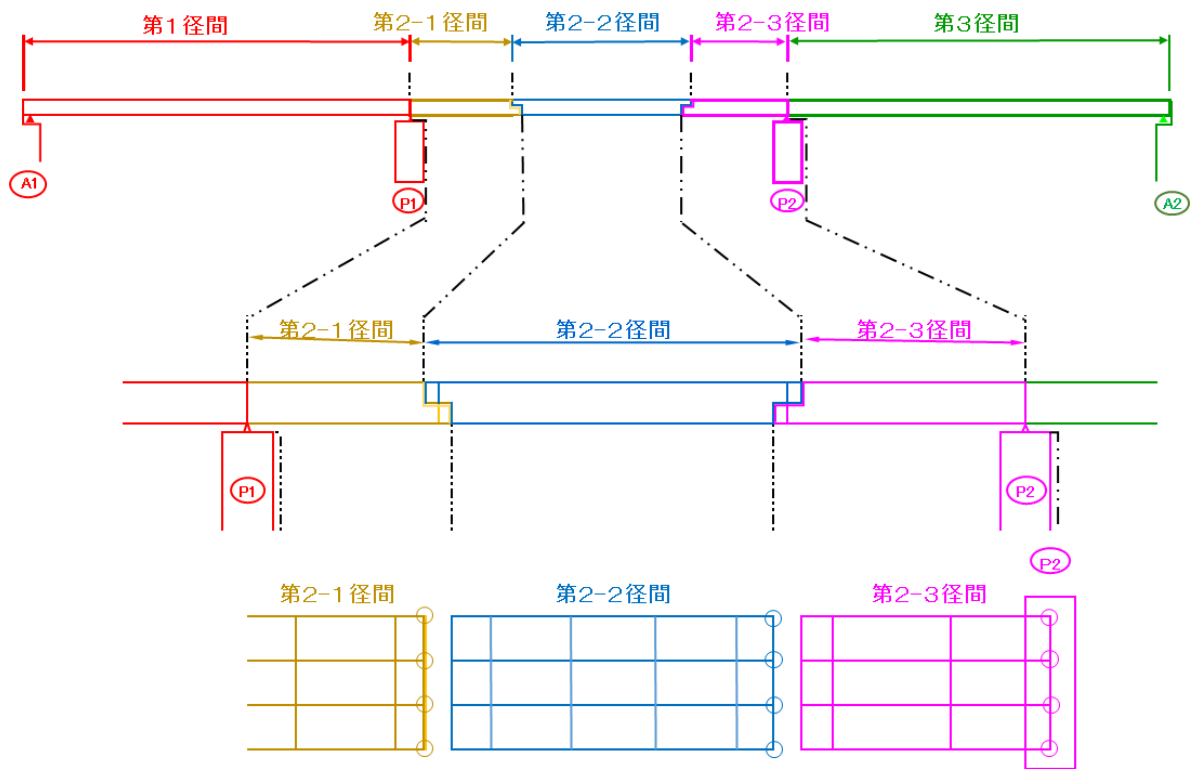


表 1 本単位, 1 箇所もしくは 1 基単位で付番する部材

上部構造	主桁	
	主桁ゲルバー部	
	横桁	
	縦桁	
	主構トラス	上・下弦材
		格点
		斜材、垂直材の コンクリート埋込部
	アーチ	アーチリブ
		補剛桁
		格点
		吊り材等のコン クリート埋込部
	ラーメン	主構(桁)
		主構(脚)
斜張橋	塔柱	
PC定着部		

下部構造	橋脚	柱部・壁部
		梁部
		隅角部・接合部
	橋台	胸壁
		梁部
		翼壁
	基礎	

溝橋	頂版
	側壁
	底版
	隔壁

6) 点検記録様式（その6）診断のための状態把握の方法

本様式は、性能の評価や措置の検討などの一連の診断のために行った状態の把握に関連して、物理的に近接目視又は打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視又は打音、触診が可能であるがその他の方法により状態を把握した箇所について記録する。

本様式は、径間毎に作成する。

点検記録様式（その6）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：対象部材の番号（0 1 等；「点検記録様式（その5）」参照）
- ・「点検方法」：近接目視以外の方法の具体的な方法
- ・「機器等の性能や条件、特記事項等」：使用する機器等の性能や条件、特記事項等

【留意事項】

①物理的に目視、打音及び触診が出来ない箇所（部材）

ア) その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

- ・桁高が低く箱桁内部に進入できない。
- ・化粧板により桁が目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁があり、胸壁前面は目視できない。

イ) 下部構造等の地盤内は目視できないので、点検記録様式（その3）に地盤線とその記号を記入する。

ウ) 洗掘状況に関する下部構造、周辺河床、護床工等の水中部も、水中カメラ等、状態把握の方法を記載する。その際、道路管理者が直接管理しない護床工等の構造物については、「部材番号」の欄に「NA」と記載する。

エ) ローラー支承については、カバープレートが取り付けられた状況での状態把握か、取り外した状況での状態把握かを記載する。

②橋梁診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材

橋梁診断員が近接・打音・触診によらなかった部位・部材については、その部材部位を明らかにする。

また、その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、実際に使用した時の条件やキャリブレーションのための試験結果なども明らかにするなど機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に記録する。

7) 点検記録様式（その7－1、7－2）構成要素毎の性能の評価結果

本様式は、点検記録様式（その2）に記載する上部構造、下部構造、上下部接続部の各構成要素の性能の評価の根拠となる結果を記録するものである。

上部構造は、径間毎に作成する。上下部接続部及び下部構造は、径間別でなく橋全体で一つとして作成することを基本とする。例えば、下部構造1基ずつの調書とする必要はない。上部構造につ

いては点検記録様式（その7-1）を、下部構造及び上下部接続部については点検記録様式（その7-2）を用いて記録する。

なお、構成要素毎の性能の評価結果やその評価結果に至った所見の根拠となる損傷等に特に着目した特筆すべき状態等を、損傷写真だけでは部材等の状態を俯瞰して把握しにくく記号や文章では伝わりにくい質的な情報の記録が必要な場合に、スケッチとして補足し、記録する。その場合の記録は、データ記録様式（その3-1）損傷図に追記し、情報を追記した橋梁診断員名もあわせて記載する。

点検記録様式（その7-1、7-2）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号。
上部構造は、径間毎に作成するため径間番号を記入する。
下部構造、上下部接続部は、径間別でなく橋全体で一つとして作成することを基本とするが、記録写真の情報として径間番号を記入する。
- ・「構成要素名」：上部構造、下部構造、上下部接続部などの構成要素名。
- ・「写真」
写真は、構成要素毎に技術的な評価を行った結果の根拠となる写真を記録する。
写真の部位・部材が特定できるように橋脚番号や橋台番号などを枠内に付記する。（例：A1橋台、P2橋脚、P3橋脚上支承など）
写真の記録にあたっては、原因の推定に重要な情報として表面の様子がより詳細に把握できることが望ましいので、塗膜のふくれや割れや剥がれ方、ひびわれや亀裂の凹凸や連続性、錆びの深さ 位置関係などが分かるように、画角や撮影方向、撮影範囲などを工夫する。接合部や埋め込み部でも画角を工夫することが必要である。
なお、一つの所見に対して必要に応じて複数枚の写真を添付してもよい。
- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
点検記録様式（その1）の写真番号にリンクするものとする。
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表-1. 2「各部材の名称と記号」参照）。
- ・「部材番号」：対象部材の番号（02等；「点検記録様式（その5）」参照）。
- ・「損傷の種類」：損傷の種類を「7. 点検項目 表7.1」に示す26種類から選択し記録する。
- ・「想定する状況における部材群の状態の技術的な評価」
「活荷重」，「地震」，「豪雨・出水」，「その他」の該当するものについて評価し，その結果を記入する。「その他」は，道路橋の構造条件等によって「活荷重」「地震」「豪雨・出水」以外で，例えば台風等の暴風などの被災可能性があるような状況を想定することが必要と考えられる場合に，それらの状況について記入し，必要に応じて欄を追加する。

以下のAからCのいずれかに区分し記載する。

A：何らかの変状が生じる可能性は低い

B：致命的な状態となる可能性は低いものの何らかの変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

想定する状況（活荷重，地震，豪雨・出水）がそもそも想定されない架橋条件や地理的条件の場合は，「-」を記載する。

- ・「特定事象等の有無」
特定事象等による影響の有無を記入する。その他、予防保全の観点で記録しておくべき事象があれば、具体の事象名を記入する。
- ・「対応や調査の必要性」
維持工事等での対応や詳細調査や追跡調査等の必要性の「有・無」を記入する。各区分（E, M, S 1, S 2）の基本的な考え方は、「18. 措置の必要性等の検討」によるものとする。なお、必要性があると判定し「有」を記録した場合は、その内容と理由を、「所見」の欄に記載するとよい。
- ・「所見」：
状態の把握から得られた技術的な評価結果の理由や予防保全の観点からの損傷等の変状の状態などの特筆すべき事項や補足すべき事項を自由記述で記録する。
記入にあたっては、以下に留意するとともに、所見欄への記入にあたっては、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）」様式3の記録の手引き「4. 所見」を参照する。
 - ・性能の見立ての根拠となる把握した状態の詳細な事項
 - ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
 - ・橋梁利用者への影響や第三者被害の発生等の可能性
 - ・措置の緊急性の有無
 - ・状態の把握により得た情報の精度に基づく性能の見立ての見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無
 - ・その他、措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項

8) 点検記録様式（その8-1）その他構造（フェールセーフ）の評価結果

本様式は、点検記録様式（その2）に記載するその他構造（フェールセーフ）について、評価の結果の根拠を整理するものである。様式は径間別ではなく橋全体で一つとして作成することを基本とする。

記載方法については、下記のほかは、点検記録様式（その7-1、7-2）に準拠するものとする。

- ・「構成要素名」：「フェールセーフ」と記入する。
- ・フェールセーフの状態の技術的な評価地震時に機能させることを意図したフェールセーフが設けられている場合は、「地震」の影響に対して、その橋のフェールセーフが機能する状態となることを想定し、フェールセーフの装置等が所定の機能を適正に発揮できるかどうかの観点で評価する。

9) 点検記録様式（その8-2）その他構造（伸縮装置）の評価結果

本様式は、点検記録様式（その2）に記載するその他構造（伸縮装置）について、評価の結果の根拠を整理するものである。様式は径間別ではなく橋全体で一つの部材群として作成することを基本とする。

記載方法については、下記のほかは、点検記録様式（その7-1、7-2）に準拠するものとする。

- ・「構成要素名」：「伸縮装置」と記入する。

- ・伸縮装置の状態の技術的な評価

「活荷重」に対して、伸縮装置の走行性の確保の観点からの評価を行えばよい。なお、伸縮装置自体の構造安全性は、結果的に走行の安全性を損なっている状態でもあることが一般であり、それらも考慮して、走行の安全性の確保の観点から評価する。

10) 点検記録様式（その9-1）対策区分判定結果（主要部材）

本様式は、主要部材の損傷に対する対策区分判定結果について、部材番号毎、損傷種類毎に、径間単位で記載する。なお、主要部材は表7.2に規定するものであり、対策区分の判定については、「17. 対策区分の判定」および、「付録-4 対策区分判定要領」を参照する。また、同欄には、推定される損傷の原因、進行性についての評価、凍害損傷に対する判定の根拠とその考え方などの所見を記述する。

点検記録様式（その9-1）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「工種」：上部構造，下部構造などの区分記号（S，P，A等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）

- ・「材料」：鋼，コンクリートなどの部材材質区分記号（S，C，X等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）

- ・「部材種別」

「名称」：主桁，床版などの部材名（付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）

「記号」：部材名称に対応した部材記号（Mg，Ds，Bh等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）

「部材番号」：対策区分の判定を行う評価単位毎の番号（例02等；「点検記録様式（その5）」参照）

- ・「損傷の程度」

「最大」：対象部材番号を構成する要素のなかで、当該損傷の最大となる損傷程度の評価区分記号（「付録-2」参照）

「最小」：同じく、最小となる損傷程度の評価区分記号（「付録-2」参照）

- ・「対策区分」：対策区分毎に損傷の種類名を記入（対策区分（B，C1，C2，M，E1，E2，S1，S2）は本文6.及び付録-4「対策区分判定要領」を参照，損傷の種類名も付録-2を参照）

- ・「診断結果」

「原因」：橋梁における損傷現象は多様な形態で現れ，その原因も種々な要因が複雑に関連している場合が多く見られる。例えば，コンクリートの「塩害」（根本原因）により「ひびわれ」という損傷が発生し，その「ひびわれ」を直接的な原因として「漏水・遊離石灰」に，さらにひびわれからの漏水により「材料劣化」して「腐食」という損傷に発展するなどである。このように，損傷の原因を明確に確定することはかなり難しいものの，定期点検では

、主要部材の対策工法を検討するに際して必要な原因を確定若しくは推定することを目的に、下表の6つの重大損傷原因（その他を加えて7つ）を記載することとした。このため、原因は、根本原因、直接的な原因を区分することなく、対策工法を検討するために考慮するものを記載する。ただし、原因が推定もできない場合は、無理して記載することなく、「不明」とすること。

表 損傷原因の種類

鋼	コンクリート	備考
①疲労	①疲労	外力作用に起因
	②塩害	環境に起因
	③凍害	
	④アルカリ骨材反応	材料劣化に起因
	⑤中性化	
⑥材料劣化		
⑦その他（ ）	⑦その他（ ）	

なお、「⑦その他（ ）」を記載する場合には、わかる範囲で（ ）内に損傷原因名を記載すること。この際、次に示す11項目に代表させたものが参考となる。

【外的原因】

ア) 外力作用に起因

- ・ 想定外の荷重
- ・ 衝突
- ・ 偏土圧・圧密沈下
- ・ 洗掘・浸食
- ・ 地震

イ) 環境に起因

- ・ 乾燥収縮・温度応力
- ・ 化学的腐食

【内的原因】

ウ) 材料劣化に起因

- ・ 品質の経年変化

エ) 製作・施工に起因

- ・ 製作・施工不良
- ・ 防水・排水工不良

オ) 設計・構造に起因

- ・ 構造形式・形状不良

「所見等」：当該損傷に対する判定の根拠とその考え方など橋梁診断員の所見を自由記入。

S2（詳細調査を経ないで追跡調査が必要と判定）においては、「所見」欄に、追跡調査の内容とその頻度を記載すること。

また、原因の相互関係、例えば、「腐食」の直接的原因が「材料劣化」の場合、「原因」欄には「⑥材料劣化」と記載し、「所見」欄に、「疲労に伴う床版ひびわれからの漏水を根本原因としている」などを記載するのが望ましい。

11) 点検記録様式(その9-2) 対策区分判定結果(主要部材以外)

本様式は、点検記録様式(その9-1)に該当するもの以外の部材について記載する。記載方法については、点検記録様式(その9-1)に準拠するものとする。なお、「部材番号」、「原因」については記載しないものとする。

12) 点検記録様式(その10) 維持工事等の必要性

本様式は、点検結果を踏まえた維持管理への指示・引き継ぎ事項を整理するものである。

次回定期点検までの維持工事等での対応の必要性を有りとした場合に、必要な行為等を記載する。また、橋梁利用者及び第三者被害予防の措置の必要性がある場合に、その内容を記載する。

点検記録様式(その10)の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当部分に対応した径間番号
- ・「箇所」：対象となる箇所

A1 橋台側排水管、下流側排水柵 など、箇所が特定できるよう記載

- ・「状態と必要な行為」：上述箇所の状態と、それに対して必要な行為
- ・「写真番号」：「箇所」や「状態と必要な行為」を補足するための資料

点検記録様式(その7-1、7-2)に添付されている写真が補足資料になる場合には写真番号を記載する。

記載においては「点検記録様式(その7-1、7-2) 写真番号○」など、参照先がわかるようにする。

2. 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式への記入方法

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）から（その3）は、橋梁利用者や第三者への被害の予防を目的とする措置の実施内容及び結果を記録する。

なお、橋梁利用者の上空に道路橋本体構造の部材等がないため橋梁利用者への被害のおそれがなく、また、道路橋の直下が河川などの架橋条件から第三者被害のおそれがない径間については、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）から（その3）の作成を省略してもよい。

各様式の共通項目は以下による。

(1) OBAS No.

橋梁毎に付与されている識別番号（OBAS No.）を記入する。

(2) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(3) 橋梁名

道路橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、道路橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線、下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

道路橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号 (〇〇道路) (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇, 県道〇〇 等 (一般県道, 主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇, 町道〇〇 等

(5) 径間番号

現地状況写真，損傷位置図，措置の実施状況写真に対応した径間番号を記入する。

(6) 実施年月日

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置が行われた実施日をyyyy. mm. dd形式で記入する。なお，複数の日にまたがって実施した場合には，末日を記入する。（半角数字とし，和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(7) 撮影年月日

予防措置の実施状況等を写真撮影した日付をyyyy. mm. dd形式で記入する。（半角数字とし，和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(8) 実施者

後日必要に応じて橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の記録について必要な検証等ができるように，予防措置の実施者の氏名，所属を記録する。

〈記入例〉 (株)○○ △△ □□

1) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）予防措置時の現地状況写真

本様式では，橋梁利用者及び第三者被害の予防措置を実施した際の対象橋梁の全景，路面，路下等の現地状況写真を整理し記録する。写真は，当該橋梁の客観的事実を示すことができる最たる情報であり，当該橋梁の外観等の他，地形，作業に必要な仮設足場などの作業条件等の情報を，主として視覚的に取得するための様式である。

なお，「20. 第三者被害予防措置」の実施は詳細点検と併せて行うため，記録すべき内容が同じとなる場合は，本様式に用いる写真は，点検記録様式（その4）やデータ記録様式（その1）で記録する写真と同じものを使用しても差し支えない。

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その1）の記入要領は，次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「メモ」：撮影対象箇所（桁下条件 対象範囲等），写真内容の補足説明。

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施にあたり影響する桁下条件や対象範囲など情報や予防措置実施にあたっての留意事項などを記載しておくとい。

2) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その2）予防措置位置図

本様式は，現地で橋梁利用者及び第三者被害の予防措置を実施した場合において，径間毎に，橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の対象範囲，橋梁利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検の実施範囲，措置の実施範囲，措置の未実施範囲等が分かるように位置図を作成し，

記録する。

本様式では、以下(1)から(4)に該当する範囲や箇所を、径間毎に記録する。

(1) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の対象範囲の図示

・対象範囲については、「20. 第三者被害予防措置 (1) 措置の対象」による。


(2) 対象範囲のうち、橋梁利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検が実施できなかった範囲の図示


・対象範囲に対して、点検（打音触診による検査又は非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の推定）が実施できなかった範囲（未実施の範囲）を図示する。


(3) 対象範囲で、非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の推定を実施した範囲のうち、推定の結果によりその後の打音触診による検査を省略した範囲の図示

・対象範囲に対して、点検において非破壊検査法を用いたうき・剥離箇所の推定をあらかじめ実施した場合において、推定の結果によりその後の詳細な打音触診による検査を省略した範囲（非破壊検査法を用いて「異常なし」と判定した範囲）を図示する。

【(1), (2), (3)の凡例】

: (1) 予防措置の対象範囲

: (2) 点検未実施の範囲

: (3) 非破壊検査法を用いて「異常なし」と判定した範囲

(4) 橋梁利用者及び第三者被害の可能性のある損傷の点検を踏まえて発見された損傷に対して応急措置を実施した箇所等の図示

・対象範囲に対して、「20. 第三者被害予防措置」の応急措置を実施した箇所を図示する。

・コンクリート片の叩き落とし作業や鋼部材の錆片のうきに対する腐食片の削ぎ落とし作業などの応急措置を実施した結果、落下しなかったものの異音などの疑義がある箇所についても箇所の記録を残すものとする。

・当該箇所の位置を○印及び旗揚げを用いて図示し、以下の凡例と写真番号の情報を付記する。なお、写真番号は、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）で記録する写真番号と整合を図るものとする。

【(4)の凡例】

・叩き落とし等の応急措置を実施した結果、落下した箇所【●】

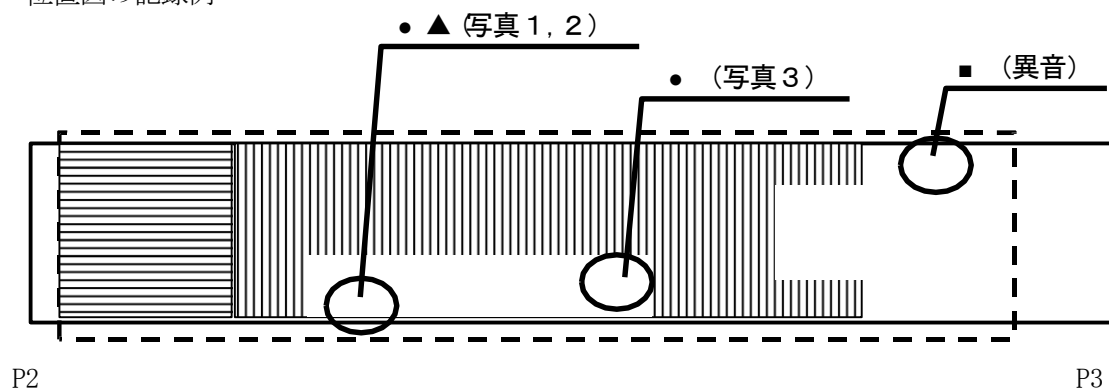
・落下した箇所に対して防錆処置等の現場処置を施した箇所【●▲】

・叩き落とし等の措置を実施した結果、落下しなかったものの異音などの疑義【■】

旗揚げの例



位置図の記録例



3) 橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）予防措置の実施状況写真

本様式は、橋梁利用者及び第三者被害の予防措置を実施した場合において、応急措置後の状態の写真等を記録する。

次に該当する箇所について、径間毎、部材毎に応急措置後の写真を記録する。

- ・叩き落とし等の応急措置を実施した結果、落下した箇所【●】

コンクリート部材の叩き落とし後、鋼部材や塗装片のかき落とし後、ボルト類の増し締め後などの応急措置を実施した後の記録として、措置後の写真1枚を基本として記録する。なお、ボルト類の増し締めなどでは措置状況写真や増し締め後のアイマークの写真などを記録するなどして、措置が適切に完了していることが分かるように適切に記録する。記録する写真が複数枚になってもよい。

- ・落下した箇所に対して防錆処置等の現場処置を施した箇所【●▲】

コンクリート部材の叩き落とし等を行った後の防錆処置などを実施した場合は、現場処置を実施した後の記録として写真を記録する。現場処置後の記録は、叩き落とし等の予防措置を実施した後の記録写真1枚と合わせて2枚で1組として整理する。

なお、必要に応じて、応急措置の実施前の記録を残しても良い。応急措置の実施前の記録は、コンクリート部材の叩き落とし前（打音範囲チョーキングの状況）、鋼部材や塗装片のかき落とし前、ボルトや付属物等の除却前などの写真を適切に記録する。その場合は、叩き落とし等の応急措置を実施した後や防錆処置等を実施した後の記録写真と合わせて整理する。

橋梁利用者及び第三者被害の予防措置の実施記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号（「点検記録様式(その5)」参照）

3. データ記録様式への記入方法

データ記録様式（その1）からデータ記録様式（その4）は、橋梁検査員が、将来の維持管理の参考となり、かつ維持管理計画の策定や見直しに用いるための損傷程度の評価や外観性状を記録する。各様式の共通項目は以下による。

(1) OBAS No.

橋梁毎に付与されている識別番号（OBAS No.）を記入する。

(2) 緯度・経度

施設の起点側の緯度経度を「定期点検対象施設のID付与に関する参考資料（案）」（令和元年10月）に規定されている位置精度（十進緯度経度小数第5位）で記入する。

工事完成図書などで緯度経度情報が既知な場合は、上記に則り半角数字で記入する。緯度経度が未知な場合は、地図から取得する。

(3) 橋梁名

道路橋名を記入する。英数字やカッコが入る場合には半角とし、道路橋名が同じ場合は連番を付加するなどして区分する。上り線，下り線については「（上り）」「（下り）」とし、「（上）」「（上り線）」「上り」「上」は使用しない。

道路橋名のフリガナは半角カナにより記入する。数字も半角カナとして、フリガナの前後には半角カッコを必ず入れる。

(4) 路線名

下表に示す例に従い、路線名を記入する。路線番号を記入する際には、半角数字とする。

表 路線名の記入例

路線名	記入例
高速自動車国道のうち 新直轄方式	〇〇自動車道 〇〇線 (高速自動車国道法上の路線名)
一般国道の自動車専用道路	国道〇号 (〇〇道路) (一般国道という表記はしない)
高速自動車国道に並行する 一般国道の自動車専用道路	
地域高規格道路	
上記以外の国道	国道〇号
都道府県道	府道〇〇，県道〇〇 等 (一般県道，主要地方道という表記はしない)
市町村道	市道〇〇，町道〇〇 等

(5) 現地確認年月日

現地を確認した日付をyyyy. mm. dd形式で記入する。なお、複数の日にまたがって現地を確認した場合には、確認を行った末日を記入する。（半角数字とし、和暦は使わない。「年月日」は不要。）

〈記入例〉 2023. 04. 01

(6) 橋梁検査員

後日必要に応じて基礎データ記録について必要な検証等ができるように、部材等の損傷の有無やその程度などの現状に関する基礎データの記録者の氏名、所属を記録する。

〈記入例〉 (株)〇〇 △△ □□

1) データ記録様式（その1）データ記録時の現地状況写真

本様式では、定期点検の基礎データ記録時の現地状況の写真などを網羅的に整理する。

データ記録様式（その1）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「撮影年月日」：写真の撮影年月日
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「メモ」：撮影対象箇所（側面，路面，路下 等），写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには、得られた情報を記載するのがよい。また想定部分は「考えられる等」と記載するなど、想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真の撮影アングルは、原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は、前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるとよい。

また、どの方向から何を写したかを記載する。例えば、「手前：A1側，奥：P1側」，「上り線側から撮影」

②CCTV画像の利活用

当該橋梁を観測しているCCTVが設置されている場合は、プリセット画像と変状時の画像を比較することで、大規模な変状があれば速やかに確認できることから、掲載しておくといよい。

③航空写真の利活用

当該橋梁の周辺状況を一目で確認できることから、可能であれば、国土地理院のサイトから橋梁周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

2) データ記録様式（その2）データの収集・記録の方法

本様式では、データの収集・記録のために、物理的に近接目視又は打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視又は打音、触診が可能であるがその他の方法によりデータを収集した箇所について記録する。

データ記録様式（その2）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「径間番号」：該当箇所に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：対象部材の番号（02等；「点検記録様式(その5)」参照）
- ・「機器等の性能や条件，特記事項等」：使用する機器等の性能や条件，特記事項等

①物理的に目視，打音及び触診が出来ない箇所（部材）

ア)その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

- ・桁高が低く箱桁内部に進入できない。
- ・化粧板により桁が目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁があり，胸壁前面は目視できない。

イ)洗掘状況に関する下部構造，周辺河床，護床工等の水中部も，水中カメラ等，状態把握の方法を記載する。その際，道路管理者が直接管理しない護床工等の構造物については，「部材番号」の欄を「NA」と記載する。

ウ)ローラー支承については，カバープレートの膨らみとかが橋の性能の観点では重要な着眼点であるため，データ収集のうえでも，そのような外観の変状の有無がわかるように写真等の記録をする。

②損傷程度の評価を近接・打音・触診によらなかった部位・部材

損傷程度の評価を近接・打音・触診によらなかった部位・部材については，その部材部位を明らかにする。

また，その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度，性能を発揮する使用条件を明らかにし，また，実際に使用した時の条件やキャリブレーションのための試験結果なども明らかにするなど機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に記録する。

3) データ記録様式（その3－1）損傷図

本様式は，損傷程度の評価における損傷の形態などの質的な特徴について，損傷図で記録するものである。

損傷図の作成においては，基本的に損傷程度の評価「b」以上の損傷を目安に，損傷の位置関係が把握できるように記録する。損傷図には，定期点検時点で観測された損傷を記載することとし，過去の変遷，前回との比較，前回からの進展が分かるように記録するまでは求めていない。

(1) 損傷図に記載する基本的な内容

- ・損傷の位置関係や種類，程度を概略的に記録する。将来参照した場合に大きな変化の有無が確認できる程度の描画と特徴の記述でよい。


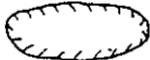
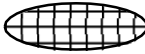




- ・損傷程度の評価「b」以上に区分された損傷を記録する。
- ・径間別に、見下げ図，正面図，側面図として作成することを基本とする。
- ・損傷の種類は、「7. 点検項目 表-7. 1」に示す26種類から選択する。
- ・損傷の情報を示す旗揚げ（引き出し）は、損傷箇所（部材名称・部材番号），損傷種類の番号と損傷名，損傷程度の評価区分の記号，損傷の規模や損傷パターン（必要に応じて）の順序で記入する。また，各損傷箇所に対応した写真番号（データ記録様式（その3-2）の写真番号と対応）を記入する。
- ・記号化しきれない質的な情報や写真では伝えにくい質的な情報についても損傷図に概略のスケッチで補足する。
- ・写真等では記録できない異常音や振動などについては，文章で記述する。
- ・対象とする材料種別毎に，以下を踏まえて情報を記録する。

1) コンクリート部材

- ・散在する多数のコンクリートの剥落，ひびわれ部の欠け，骨材の露出
- ・散在する多数のスペーサーや鉄筋等の内部鋼材の露出
- ・ひびわれのおおよその起終点を記録する。厳密に把握する必要はない。
- ・ひびわれが分岐している場合でも，損傷程度の判定やひびわれパターンの分類に不要であれば，分岐後に平行しているひびわれは1本の線で記載してよい。
- ・コンクリート部材におけるうき，剥離，変色，鉄筋露出等の変状箇所及び範囲のスケッチ
- ・漏水や遊離石灰の析出の発生の範囲
- ・打音等で確認されたうき，剥離の範囲

チョーキングしたうえで写真等を撮影し，橋梁検査員がひびわれ図を作成する場合は以下を基本とする。

- ・チョーキングしたうえで写真等を撮影し，橋梁検査員が作成する場合には，例えばあるひびわれの途中で0.05mm未満の区間があったとしても，それを記録しないことは却って煩雑になるため，近接目視で連続していることを確認したひびわれは，0.05mm未満の区間もつなげて記載すればよい。
- ・1本のひびわれ内で幅が変化する場合にも，線色は黒色で統一する。ただし，1本のひびわれの中で幅が最大である箇所に旗上げし，ひびわれ幅を記載する。
- ・損傷程度の評価の写真撮影も同時に行うことを考えれば，ひびわれの特徴，段差の有無等の情報が写真で記録されるように，チョーキングを行う場合にはひびわれと重ならないように，ひびわれに沿って行うこと。
- ・記録にあたっては，次の凡例を標準とする。

損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示
ひびわれ		遊離石灰		うき	
剥離		漏水			
鉄筋露出		その他			

2) 鋼部材

- ・鋼製部材の亀裂発生位置や状況のスケッチ
- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など変状の発生位置
- ・ボルト類のゆるみ・脱落の数やボルト類の種類（材質）
- ・塗膜片や錆片のうき，剥離など第三者被害の要因となり得ることが懸念される箇所の発生位置スケッチ

3) 鋼板接着や繊維シートなどによる補修補強箇所

- ・補修・補強材の種類や範囲がわかるようにハッチング（ドットパターン）で示す。

(2) その他

健全性の診断の過程において特筆すべき損傷の状態の記録を残す必要がある場合や，耐荷力の不足や疲労等耐久性上の問題の兆候が疑われる箇所について，次回の定期点検等において変化を正確に追跡，比較することができるように作成する必要がある場合に記載する基本的な内容を以下に示す。なお，上述の目的で損傷図を作成する場合には，必ずしも径間別に作成する必要は無く，（1）の損傷図とは別に作成する。

- ・微細なひびわれや亀裂まで含めて，ひびわれや亀裂の進展方向や起終点等，損傷の発展，増加を追跡的調査できるように記録する。
- ・ひびわれ幅の追跡を目的に作成する場合には，ひびわれ幅計測位置をチョークなどで明示し記録する。
- ・耐荷力の不足，又は，鉄筋等に沿って一方向又は二方向に分散して発達していたり，蜘蛛の巣状に発達しているなど疲労の兆候と疑われるひびわれの箇所は対象箇所を明示する。
- ・一方向ひびわれと二方向ひびわれ違い，また分散ひびわれと特定箇所のひびわれの違いを問わず，漏水，遊離石灰，変色，骨材のポップアウト，近傍の角おちなど，床版への水の浸入が疑われる兆候と関係するひびわれの箇所は対象箇所を明示する。
- ・過年度と今回の情報を比較する事を前提として損傷図を作成する場合は，情報が容易に区別できるように工夫し，凡例などを明記する。

例えば，以下のような工夫をするのがよい。

記載例：・初回記録及び過年度の損傷図を黒色表記とし、新たな情報を赤色とする。

(損傷が進行していない場合は黒色表記のままとする。)

・進行が確認された「損傷範囲、程度(深さ・幅など)」の記述を赤色表記する。

(前回記録を黒色のままとして赤色で追記し、両者が区別できるように工夫する)

・前回点検以降に補修された損傷は青色表記とする。

(前回点検の記録を黒色のまま残し、青色で追記し、補修前後の状態がともにわかるように工夫する。なお「補修内容・年度」などの情報も記載する。)

(3) 記録の方法

目的が達成できれば、方法は問わない。なお、個々に検討する作成の目的を満足する範囲で点検支援機器を用いる場合、「データ記録(その2)データの収集・記録の方法」に記載する。このとき、記録の精度などについて現地で明らかにし、作成目的にかなうものとなっているかどうかを記録しておくなど、作成した損傷図をあとで活用するとき、作成内容について誤解なく情報が伝達されるように記載するとよい。

4) データ記録様式(その3-2) 損傷写真

本様式では、定期点検の結果把握された損傷の写真などを径間毎に網羅的に整理する。

なお、損傷種類別の詳細な記録方法については、付録-2「損傷程度の評価要領」を参照のこと。橋梁検査員が直接、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影したときには、記録に残すべき損傷が記録していると解釈されるので、備考欄には特に記載する必要はない。ただし、必ずしもこのとおりにならないときがあれば、必要に応じて、写真を解釈する上で必要な情報を記載すること。このとき、備考欄でなく、写真毎に、撮影条件とその理由をメモ欄に記載するものとする。

一方で、近接し、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影するのではなく、記録作成を支援する機器等を用いて得た画像から記録に残す損傷を抽出し、整理することを基本とする場合には、個々の写真にその解釈する上での留意点を記載することは効率的でない。このため、データ記録様式(その2)に機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、また、実際に使用したときの条件も明らかにするなど、機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を別途記載するとともに、本様式の備考欄に写真を解釈する上で少なくとも注意すべき情報をまとめて記載すればよい。

データ記録様式(その3-2)の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号(1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。)
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名(付表-1.2「各部材の名称と記号」参照)
- ・「部材番号」：損傷部材の番号(02等；「点検記録様式(その5)」参照)
- ・「損傷の種類」：損傷名(腐食、亀裂等；「付録-2」参照)
- ・「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号(「付録-2」参照)
- ・「前回損傷程度」：損傷程度の評価区分記号(「付録-2」参照)

なお、貼付した写真には、起点・終点の方向を記入する。また、写真撮影にあたっては、できるだけ黒板(下図参照)を入れて撮影することとし、更にスケールが判るようなものを添えておくことが望ましい。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 写真番号2. 橋梁名3. 部材名4. 部材番号5. 損傷の種類及び番号 |
|--|

【留意事項】

- 1) 一枚の写真に複数の損傷が映り込んでいる場合は、主たる損傷を「損傷の種類」欄に、記載する。
- 2) 損傷の程度(a～e)については、必ず損傷種類毎に損傷写真を記載する。なお、損傷が無い場合でも、近接目視を行ったことの根拠となることや外観を継続的に、同じアングルからの写真で記録することの重要性を踏まえ、全部材について写真を残すこと。
- 3) 部材単位で損傷が無い場合は、健全な写真を添付し、損傷の種類は「NON」、程度は「a」とする。ただし「オルソモザイク画像の生成と保存に関する参考資料(案)」に基づきオルソ画像を記録提出した範囲においては、基本的に本項による必要はない。
例外は下記とする。
 - ・付録－2「損傷程度の評価要領」の鋼部材の損傷②亀裂で、損傷パターン区分「E」とされた、ソールプレート溶接部に該当するもの。亀裂がない時も写真を残すこと。
 - ・付録－2「損傷程度の評価要領」のその他の損傷⑩支承部の機能障害で、損傷パターン区分「3」とされた、支承ローラーの脱落に該当するもの。カバープレートを外した上で外したことが分かるもの。ローラーや支承版の損傷、又は損傷が無いことが分かるように写真を記録する。
- 4) 前回点検との比較において、損傷程度が大きい損傷、進行がある損傷、又は補修済みの損傷については、今回と前回の写真を並べて貼り付け、空白に、前回点検年度を記載する。ただし、比較考察を行う必要は無い。
- 5) データ記録様式(その3-3) 損傷程度の評価記入表
本様式では、対象橋梁の各部材について、部材毎に、損傷の種類・程度などを径間毎に整理する。損傷程度の評価は、損傷の程度をあらゆる客観的な事実を示すものであり、すなわち、損傷の現状を部材毎に記号化して記録するものである。ここでの「損傷程度の評価」は、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合い等は含まないことに留意する。
データ記録様式(その3-3)の記入要領は、次のとおりとする。
 - ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号(S, P, A等；付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照)

- ・「材料」：鋼、コンクリートなどの部材材質区分記号（S, C, X 等；付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材種別」
 - 「名称」：主桁、床版などの部材名（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号（Mg, Ds, Bh 等；付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「損傷程度」
 - 「損傷程度の評価」：損傷程度の評価区分記号（「付録－2」参照）
 - 「定量的に取得した値」：各要素における定量的に得られる計測値（定量的に取得した場合に限る。なお、この欄は、当面は該当するものではなく、将来、定量的評価方法を定めた後に使用するものである。）
 - 「単位」：定量的に取得した値の単位（同上）
- ・「損傷パターン」：損傷パターンの区分番号（損傷の種類が「亀裂」「ひびわれ」「床版ひびわれ」「舗装の異常」「支承部の機能障害」「定着部の異常」の場合のみ記入；「付録－2」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷の種類名（腐食、亀裂等；「付録－2」参照）
- ・「分類」：各損傷における機能や材料等の分類番号（損傷の種類が「防食機能の劣化」「支承部の機能障害」「その他」「補修・補強材の損傷」「定着部の異常」「変色・劣化」の場合のみ記入；「付録－2」参照）

【留意事項】

- ①損傷の種類が、「亀裂」，「ひびわれ」，「床版ひびわれ」，「舗装の異常」，「支承部の機能障害」，「補修補強材の損傷」，「定着部の異常」の場合，損傷パターン番号を記入する。
 - ②損傷の種類が「防食機能の劣化」，「支承部の機能障害」，「その他」，「補修・補強材の損傷」，「定着部の異常」，「変色・劣化」の場合，分類欄に値を記入する。
 - ③損傷の種類が「その他」で分類が「その他」の場合は，備考欄に損傷の内容を記入する。
 - ④全ての部材において，「7. 点検項目 表7. 1」に示されている損傷に対して，点検した結果を確実に残すため，損傷程度の評価（a～e）を記入する。例えば，鋼製主桁において，損傷が⑤防食機能の劣化のみ「c」であった場合，同表に示される残りの損傷（②亀裂，③ゆるみ・脱落，④破断，⑩補修・補強材の損傷，⑬遊間の異常，⑱定着部の異常，⑳漏水・滞水，㉑異常な音・振動，㉒異常なたわみ，㉓変形・欠損）に「a」を記入する。ただし，当該要素において明らかに対象外である損傷種類（例えば，ボルトが使われていない要素での③ゆるみ・脱落）では，「NA」とする。
- また，全く損傷がない要素にあつては，損傷の種類を「NON」，損傷程度を「a」として入力する。

6) データ記録様式（その3-4）損傷程度の評価結果総括

本様式では、対象橋梁の前回定期点検時から損傷程度の評価に変化が見られた部材や損傷の程度が進行した部材について、損傷の種類・程度を、径間毎に、前回定期点検結果と対比するよう整理する。

「損傷の種類及び損傷程度」欄については、データ記録様式（その3-3）の記録を記入する。各部材において、複数の損傷が記録される場合は、それぞれの損傷を記入する。また、同じ損傷で程度の異なるものについては、最も損傷程度の進行しているものを記入する。

なお、1部材で4つ以上の損傷の種類及び損傷程度の評価を記入する必要がある場合には、2行以上で記入する。

また、当てはまる損傷がない場合は、現地確認年月日、橋梁検査員、今回及び前回定期点検の点検日について記入し、工種、材料、部材種別、損傷の種類及び損傷程度の各項目は空欄とする。

データ記録様式（その3-4）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「工種」：上部構造，下部構造などの区分記号（S，P，A等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「材料」：鋼，コンクリートなどの部材材質区分記号（S，C，X等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材種別」：
 - 「名称」：主桁，床版などの部材名称（付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号（Mg，Ds，Bh等；付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）
 - 「部材番号」：部材の番号（例02等；「点検記録様式(その5)」参照）
- ・「今回定期点検」
 - 「点検日」：今回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類及び損傷程度」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）（腐食（a），ひびわれ（c）等；「損傷程度の評価要領」参照）
- ・「前回定期点検」
 - 「点検日」：前回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類及び損傷程度」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）（腐食（a），ひびわれ（c）等；「損傷程度の評価要領」参照）

7) データ記録様式（その4）引き継ぎ事項等

本様式では、定期点検の基礎データ記録時の特記事項，データ取得方法の変更に伴う注意点，現地で行った応急処置などの引き継ぎ事項を記載する。作成にあたっては，対象位置や内容が詳細に分かるように記載すること。

8) 詳細調査報告書様式（その5-1）洗掘の状態写真

本様式は、洗掘に対する水中部（水衝部を含む）の橋台・橋脚の状態の写真等を記録するものである。

本様式は、「データ記録様式（その3-2）損傷写真」とは別に作成する。・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）

- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表-1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号（02等；「点検記録様式（その5）」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷名（腐食、亀裂等；「付録-2」参照）
- ・「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録-2」参照）
- ・「前回損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録-2」参照）

本様式に観察すべき内容を以下に示す。

- ・橋梁の軸線の異常
- ・下部構造躯体の傾斜・沈下・ひびわれ
- ・フーチング周りの護床ブロック等の変状（流出・散乱など）
- ・フーチング上面の露頭
- ・洗掘状態の変化

道路管理者が直接管理しない護床工等の構造物については、「部材番号」「損傷の種類」「損傷程度」「前回損傷程度」の欄を「NA」と記載し、「メモ」欄には、損傷等の情報について引き継ぐのがよい事項を記述する。

9) 詳細調査報告書様式（その5-2）洗掘の計測結果

本様式は、水中部の橋脚の基礎周辺地盤の高さの計測結果について記載する。

洗掘の記録は、河川と海の水中部の橋脚の基礎周辺地盤を対象とする。

本様式に記載すべき内容を以下に示す。

- ・既往資料から整理した洗掘判断のための個別橋梁の条件（河川条件、地盤条件、橋梁条件）
- ・現地計測結果（下部構造近傍の河床位置（河床高））

点検支援機器を活用した場合は、「データ記録様式（その2）」に、計測方法、解像度等、点検支援機器等の性能に関する情報を記録するものとする。

10) 詳細調査報告書様式（その10-1）塩化物イオン量の計測結果

本様式は、コンクリート構造物に対する塩化物イオン量の計測結果を記録する。

データ記録様式（その5-1）の記入要領は、次のとおりとする。

- ・「工種」：上部構造(S)、橋脚(P)などの工種の記号（付表-1. 2「各部材の名称と記号」参照）

- ・「材料」：コンクリート(C)などの材料の記号（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材種別」：主桁(Mg), 堅壁(Ac)などの部材種別名と記号（付表－1. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号（02等；「点検記録様式(その5)」参照）
- ・「測定位置」：測定位置
かぶりについては, Re1, Re2, Re3, . . . , 塩化物イオン量については, C1, C2, C3, . . . の順に記号+番号（1から順）を振る。位置図に示した記号とリンクするものとする。
- ・「位置図」：かぶり, 塩化物イオン量の測定位置が分かる図
部材などの位置で測定したものか分かるように, 方向や目印からの距離等を図示し, 「測定位置」で記入する記号（例：Re1, C1等）を図示すること。
- ・「備考」：特筆すべき事項や補足すべき事項があれば自由記述で記録する。

①かぶり

- ・「設計かぶり」：かぶりの設計値
- ・「かぶりの代表値」：かぶりが極端に小さい鉄筋が局部的に存在する可能性や測定の誤差などを考慮して, 10%分位点をかぶりの代表値とする。10%分位点とは, 測定結果を値が小さい順に並べた際に, 並び替えられたデータの10%の位置にあるような点である。
- ・「かぶりの測定値」：非破壊試験によるかぶりの測定値
- ・「実測によるかぶり」：電磁波反射法のキャリブレーションを行うためにかぶりを実測した場合, その値
- ・「実測かぶり測定位置」：電磁波反射法のキャリブレーションを行うためにかぶりを実測した場合, その位置
- ・「かぶりの測定方法」：かぶりの測定方法（例：電磁誘導法, 電磁波反射法等）

②塩化物イオン量

- ・「中性化深さ」：中性化深さ
 - ・「鉄筋位置での塩化物イオン量」：かぶりの代表値に対応する位置の塩化物イオン量
 - ・「測定深さ」：コンクリート部材表面からの深さ（始端・終端）
 - ・「測定値」：塩化物イオン量の測定値
 - ・「塩化物イオン量試験方法」：塩化物イオン量の試験方法（例：JIS A 1154電位差滴定等）
- ※コンクリート中の塩化物イオン量の将来予測に関する項目
- ・「初期塩化物イオン量」：建設当初からコンクリートに含まれていた塩化物イオン量
 - ・「表面塩化物イオン量」：構造物表面の塩化物イオン量
 - ・「見掛けの拡散係数」：コンクリートの見掛けの拡散係数
 - ・「将来推定年」：塩化物イオン量を推定する将来の時点（例えば, 次回調査予定時の西暦年）
 - ・「将来の鉄筋位置での塩化物イオン量」：将来推定年におけるかぶりの代表値に対応する位置の塩化物イオン量

11) 詳細調査報告書様式（その10-2）塩化物イオン量の計測状況写真

本様式は、塩化物イオン量の計測状況等の写真を記録するものである。

- ・鉄筋かぶりの測定状況の写真
- ・試料採取状況の写真
- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付する。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表-1.2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号（02等；「点検記録様式(その5)」参照）

■ 付表－1. 1 構造形式一覧

(1) 上部構造

①鋼橋(ボルト又は溶接継手)

構造形式C	構造形式
121	I桁(非合成)
122	I桁(合成)
123	I桁(鋼床版)
124	I桁(不明)
125	H形鋼(非合成)
126	H形鋼(合成)
128	H形鋼(不明)
130	鋼桁橋(その他)
131	箱桁(非合成)
132	箱桁(合成)
133	箱桁(鋼床版)
134	箱桁(不明)
140	トラス橋
150	アーチ橋(その他)
151	タイドアーチ(アーチ橋)
152	ランガー(アーチ橋)
153	ローゼ(アーチ橋)
155	ニールセン(アーチ橋)
156	アーチ橋
160	ラーメン橋
172	箱桁(斜張橋)
199	その他(鋼溶接橋)

②鋼橋(リベット継手)

構造形式C	構造形式
221	I桁(非合成)
222	I桁(合成)
223	I桁(鋼床版)
224	I桁(不明)
225	H形鋼(非合成)
226	H形鋼(合成)
228	H形鋼(不明)
230	鋼桁橋(その他)
231	箱桁(非合成)
232	箱桁(合成)
233	箱桁(鋼床版)
234	箱桁(不明)
240	トラス橋
250	アーチ橋(その他)
251	タイドアーチ(アーチ橋)
252	ランガー(アーチ橋)
253	ローゼ(アーチ橋)
255	ニールセン(アーチ橋)
256	アーチ橋
260	ラーメン橋
—	—
299	その他(鋼(鉄)リベット橋)

③RC橋

構造形式C	構造形式
310	RC床版橋(その他)
311	RC 中実床版
312	RC 中空床版
—	—
321	RC T桁
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
330	RC桁橋(その他)
331	RC 箱桁
—	—
—	—
—	—
335	RC溝橋(BOXカルバート ※336以外の溝橋)
336	RC溝橋(BOXカルバート ※活荷重による影響が小さい小規模 な剛性ボックス構造で、第三者被 恐れがないもの)
350	アーチ橋(その他)
356	アーチ橋
360	ラーメン橋
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
399	その他(RC橋)

④PC橋

構造形式C	構造形式
410	PC床版橋(その他)
411	プレテン床版
412	プレテン中空床版
413	ポステン中空床版
421	プレテンT桁
421	プレテンT桁
422	プレテンT桁(合成)
423	ポステンT桁
424	ポステンT桁(合成)
430	PC桁橋(その他)
431	プレテン箱桁
432	プレテン箱桁(合成)
433	ポステン箱桁
434	ポステン箱桁(合成)
435	PC溝橋(BOXカルバート ※436以外の溝橋)
436	PC溝橋(BOXカルバート ※活荷重による影響が小さい小規模 な剛性ボックス構造で、第三者被 恐れがないもの)
450	アーチ橋(その他)
456	アーチ橋
460	ラーメン橋
471	I桁(斜張橋)
472	箱桁(斜張橋)
481	波形鋼板ウェブ橋
482	鋼管トラスウェブ橋
—	—
499	その他(PC橋)

⑤SRC橋

構造形式C	構造形式
556	アーチ橋
599	その他(SRC橋)

⑥石橋

構造形式C	構造形式
650	アーチ橋(その他)
656	アーチ橋
699	その他(石橋)

⑧H形鋼橋(継手なし)

構造形式C	構造形式
825	H形鋼(非合成)
826	H形鋼(合成)
828	H形鋼(不明)
830	鋼桁橋(その他)

⑨その他

構造形式C	構造形式
960	ラーメン橋
972	箱桁(斜張橋)
999	その他

(2) 床版形式

床版種類 使用形式 C	床版種類使用形式	床版種類使用形式その他
11	一体型(場所打主桁+場所打床版)	
21	上乗せ型(プレキャスト主桁+場所打床版)	
31	間詰め型(プレキャスト主桁+場所打床版)	
41	一体型(プレキャスト主桁+プレキャスト床版)	
42	現場接合(プレキャスト主桁+プレキャスト床版)	
51	場所打床版(RC)	
52	場所打床版(PC)	
53	場所打床版(不明)	
61	プレキャスト床版(PC)	
62	プレキャスト床版(RC)	
61	プレキャスト床版(不明)	
71	鋼床版	
81	合成床版	
91	鋼コンクリート合成床版	
99	その他	
99	その他	I型鋼格子床版
99	その他	デッキプレート床版
99	その他	デッキプレート併用RC床版
99	その他	PC現場打ち
99	その他	プレキャストPCパネル+場所打ちRC床版のPC合成床版
99	その他	ボックスカルバート
99	その他	現場打ちボックスカルバート
99	その他	鋼埋殺し型枠併用RC床版
99	その他	波型鋼板
99	その他	アルミ床版
99	その他	スラブプレート
99	その他	石
99	その他	床版なし

(3) 下部構造

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
11	重力式橋台	
12	半重力式橋台	
13	逆T式橋台	
14	控え壁式橋台	
15	ラーメン橋台	
16	中抜き橋台	
17	盛りこぼし橋台	
18	小橋台	
19	その他(橋台)	
19	その他(橋台)	L型橋台
19	その他(橋台)	T型橋台
19	その他(橋台)	U型橋台
19	その他(橋台)	アーチアバット
19	その他(橋台)	インテグラルアバット
19	その他(橋台)	バイレバント橋台
19	その他(橋台)	ブラケット取付
19	その他(橋台)	ブラケット張出
19	その他(橋台)	ボックスカルバート
19	その他(橋台)	ボックスカルバート側壁
19	その他(橋台)	もたれ擁壁
19	その他(橋台)	深礎杭橋台
19	その他(橋台)	石積み橋台
19	その他(橋台)	柱式橋台(ピアアバット)
19	その他(橋台)	箱式橋台
19	その他(橋台)	本橋からの張出
19	その他(橋台)	本線橋台からの張出
19	その他(橋台)	本線一体型
19	その他(橋台)	不明
21	橋台部ジョイントレス構造	

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である個別に適切に設定すること。

(4) 基礎形式

基礎形式C	基礎形式	基礎形式その他
0	直接基礎	
1	オープンケーソン	
1	鋼管ソイルセメント杭	
1	プレボーリング杭	
2	ニューマチックケーソン	
3	鋼管矢板	
4	場所打ぐい	
4	深礎(柱状体深礎基礎、 杭 深礎基礎)	
5	既製鋼ぐい	
6	既製RCぐい	
7	既製PCぐい	
8	木ぐい	
9	その他	
9	その他	PCウエル
9	その他	PHC
9	その他	SC杭+PHC杭
9	その他	軽量鋼矢板
9	その他	杭頭部:SC杭
9	その他	地中連続壁
9	その他	不明

注: 基礎形式その他は、代表的な例である個別に適切に設定すること。

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
21	壁式橋脚(RC)	
22	壁式橋脚(SRC)	
23	壁式橋脚(鋼製)	
31	柱橋脚(RC)	
32	柱橋脚(SRC)	
33	柱橋脚(鋼製)	
34	柱橋脚1柱円(RC)	
35	柱橋脚1柱円(SRC)	
36	柱橋脚1柱円(鋼製)	
37	柱橋脚1柱小判(RC)	
38	柱橋脚1柱小判(SRC)	
39	柱橋脚1柱小判(鋼製)	
41	ラーメン橋脚(RC)	
42	ラーメン橋脚(SRC)	
43	ラーメン橋脚(鋼製)	
44	柱橋脚1柱角(RC)	
45	柱橋脚1柱角(SRC)	
46	柱橋脚1柱角(鋼製)	
47	T型橋脚柱角型(RC)	
48	T型橋脚柱角型(SRC)	
49	T型橋脚柱角型(鋼製)	
51	二層ラーメン橋脚(RC)	
53	二層ラーメン橋脚(鋼製)	
61	T型橋脚(RC)	
62	T型橋脚(SRC)	
63	T型橋脚(鋼製)	
64	T型橋脚柱円型(RC)	
65	T型橋脚柱円型(SRC)	
66	T型橋脚柱円型(鋼製)	
67	T型橋脚柱小判型(RC)	
68	T型橋脚柱小判型(SRC)	
69	T型橋脚柱小判型(鋼製)	
71	I型橋脚(RC)	
73	I型橋脚(鋼製)	
81	バイレバント橋脚(RC)	
82	バイレバント橋脚(SRC)	
83	バイレバント橋脚(鋼製)	
84	柱橋脚2柱角(RC)	
85	柱橋脚2柱角(SRC)	
86	柱橋脚2柱角(鋼製)	
87	柱橋脚2柱円(RC)	
88	柱橋脚2柱円(SRC)	
89	柱橋脚2柱円(鋼製)	
91	柱橋脚2柱小判(RC)	
92	柱橋脚2柱小判(SRC)	
98	アーチ拱拾	
99	その他(橋脚)	
99	その他(橋脚)	H形鋼梁
99	その他(橋脚)	ゲルバーヒンジ部
99	その他(橋脚)	ヒンジ
99	その他(橋脚)	ブラケット式橋台
99	その他(橋脚)	ブラケット取付
99	その他(橋脚)	ブラケット張出
99	その他(橋脚)	ボックスカルバート側壁
99	その他(橋脚)	ラーメン橋脚(PC)
99	その他(橋脚)	ロッキング橋脚(鋼製)
99	その他(橋脚)	掛け違い橋脚
99	その他(橋脚)	形鋼による本線部橋脚添架
99	その他(橋脚)	鋼管ウエル式橋脚
99	その他(橋脚)	鋼製
99	その他(橋脚)	中空橋脚
99	その他(橋脚)	方杖ラーメン
99	その他(橋脚)	本橋からの張出
99	その他(橋脚)	本線一体型
99	その他(橋脚)	本線橋に含む
99	その他(橋脚)	本線橋下部工からの張出し
99	その他(橋脚)	本線橋張出梁
99	その他(橋脚)	枕梁式橋台
99	その他(橋脚)	拱拾橋脚
99	その他(橋脚)	不明

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である個別に適切に設定すること。

■ 付表—1. 2 各部材の名称と記号

工種		構造形式		材料		部材種別		
主桁・床版・主構・斜材等	S	鈹桁橋	Gs	鋼	S	主桁	Mg main girder	
		箱桁橋	Bs	コンクリート	C	横桁	Cr cross beam	
		トラス橋	Ts	その他	X	縦桁	St stringer	
		アーチ橋	As			床版	Ds deck, slab, deck slab	
		斜張橋	Cs			対傾構	Cf cross frame	
		その他	Xs			横構	Lu upper lateral	
						下横構	Ll lower lateral	
						主構トラス	Bt boom	
						斜材・垂直材	Dt diagonal member	
						橋門構	Pt portal bracing	
						アーチ	アーチリブ	Ar arch rib
							補剛桁	Sa stiffening girder
							吊り材	Ha hanger
							支柱	Ca column
							橋門構	Pa portal bracing
						ラーメン	主構(桁)	Rg rigid frame
							主構(脚)	Rp rigid pier
						斜張橋	斜材	Sc stay cable
							塔柱	Ts tower shaft
							塔部水平材	Th tower horizontal member
					塔部斜材	Td tower diagonal member		
				外ケーブル	Co outer cable, external cable			
				ゲルバー部	Gb gerber			
				PC定着部	Cn anchorage of PC tendon			
				格点	Pp panel point			
				コンクリート埋込部	Em embedded member in concrete			
				その他	Sx			

工種		構造形式		材料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	橋脚	P	独立柱	Cp	鋼	S	柱部・壁部	Pw wall
			T型・Y型	Tp	コンクリート	C	梁部	Pb beam
			壁式	Wp	その他	X	隅角部・接合部	Pc cross
			門型・ラーメン	Rp			その他	Px
			その他	Xp				

工種		構造形式		材料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	橋台	A	橋台	Aa	鋼	S	胸壁	Ap parapet wall
			その他	Xa	コンクリート	C	縦壁	Ac
					その他	X	翼壁	Aw wing wall
						その他	Ax	

工種		構造形式		材料		部材種別		
橋脚・橋台・基礎等	基礎	F	基礎	Ff	鋼	S	フーチング	Ff footing
			その他	Xf	コンクリート	C	その他	Fx
					その他	X		

工種		構造形式		材料		部材種別		
支承部	B	支承	Be	鋼	S	支承本体	Bh shoe, bearing	
			その他	Xe	コンクリート	C	アンカーボルト	Ba anchor bolt
					その他	X	沓座モルタル	Bm mortar
							台座コンクリート	Bc concrete
							その他	Bx

工種		構造形式		材料		部材種別	
落橋防止システム	E	落橋防止構造	Bs	鋼	S	落橋防止構造	Ss structure for prevention of
		横変位拘束構造	Bd	コンクリート	C	横変位拘束構造	Sd
				その他	X	その他	Bx

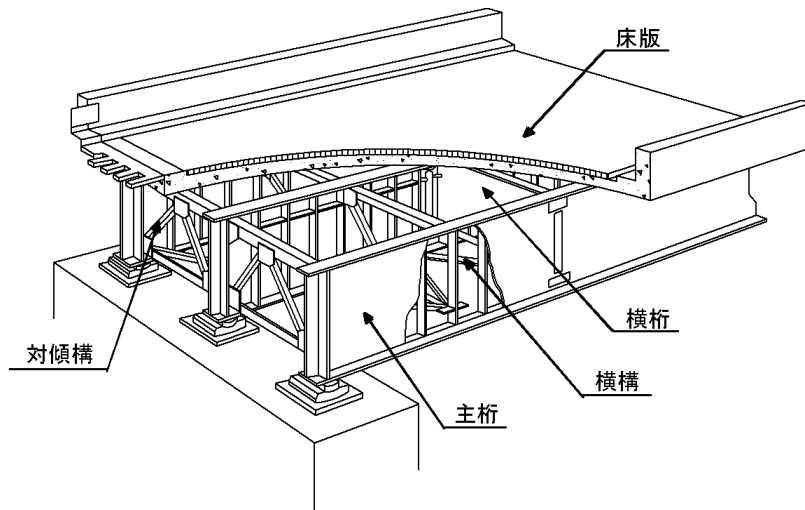
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	高欄	R	鋼	S	高欄	Ra railing
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	防護柵	G	鋼	S	防護柵	Gf guard fence
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	地覆	F	鋼	S	地覆	Fg felloe guard
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	中央分離帯	M	鋼	S	中央分離帯	Me median
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	伸縮装置	E	鋼	S	伸縮装置	Ej expansion joint
				ゴム	R		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	遮音施設	S	鋼	S	遮音施設	Si sound insulation
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	縁石	C	鋼	S	縁石	Cu curb
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	舗装	P	アスファルト	A	舗装	Pm pavement
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
排水施設	D	排水施設	D	鋼	S	排水ます	Dr drain
				塩ビ	V	排水管	Dp drainpipe
				その他	X	その他	Dx
工種		構造形式		材料		部材種別	
点検施設	I	点検施設	I	鋼	S	点検施設	Ip inspection path
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
添架物	U	添架物	U	鋼	S	添架物	Ut utilities
				塩ビ	V		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
袖擁壁	W	袖擁壁	W	コンクリート	C	袖擁壁	Ww wing wall
				その他	X		

工種	構造形式		材料		部材種別				
溝橋	C	ボックスカルバート	Bc	鋼	S	頂版	Ct	Top slab	
		その他	Xs	コンクリート	C	側壁	Sw	Side wall	
					アスファルト	A	底版	Cb	Bottom slab
					その他	X	隔壁	Iw	Intermediate wall
							断面方向連結部(プレキャスト)	Jo	Joint
							縦断方向連結部(プレキャスト)	Lj	Longitudinal joint
							目地部	Eg	Edge joint
							翼壁	Aw	Wing wall
							周辺地盤	Sg	Surrounding ground
							路上	Rd	Road
							その他	Cx	

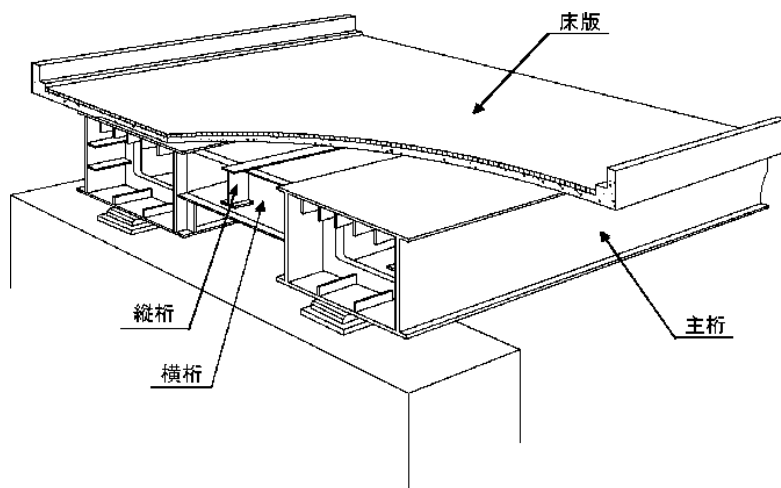
■ 付図－1. 1 部材の名称

・上部構造

鋼鉄桁

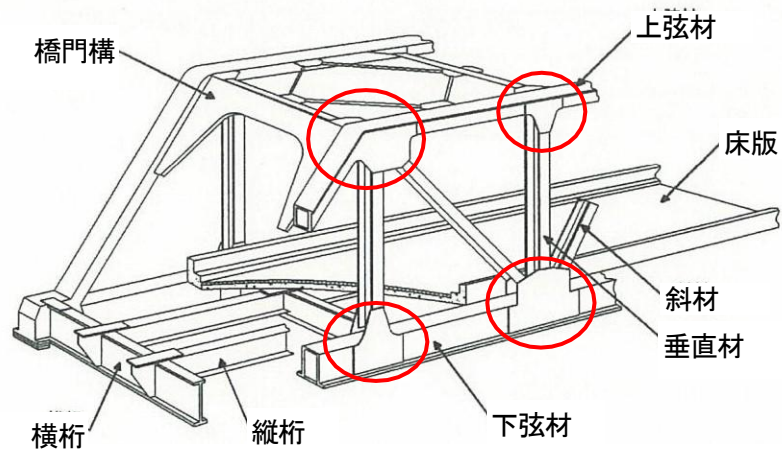
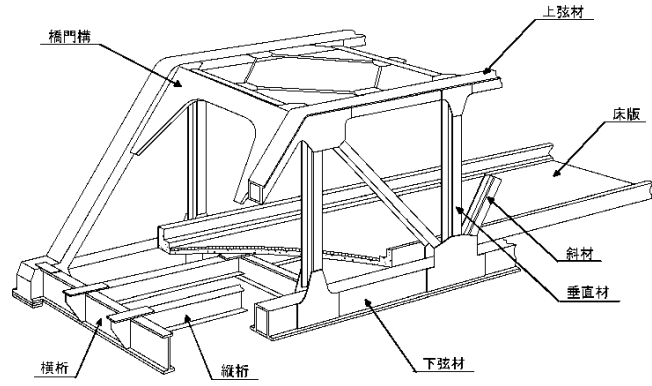


鋼箱桁

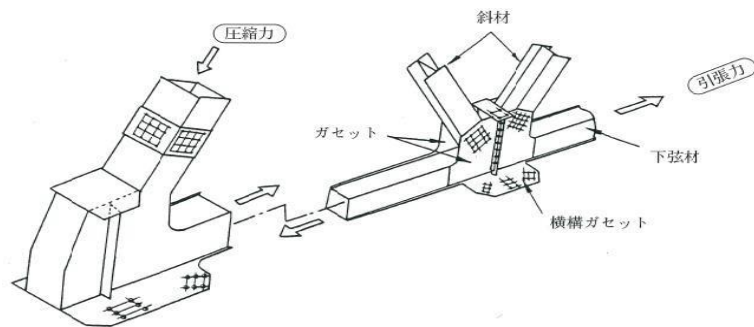


付図－1. 1 部材の名称 (その1)

トラス



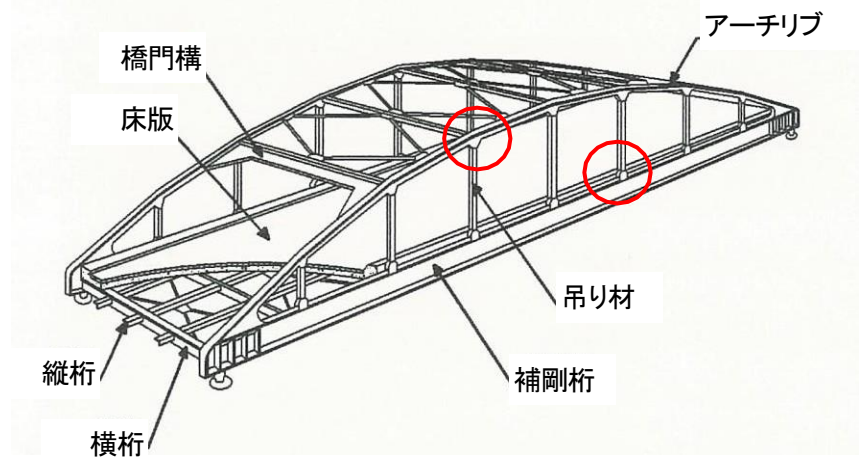
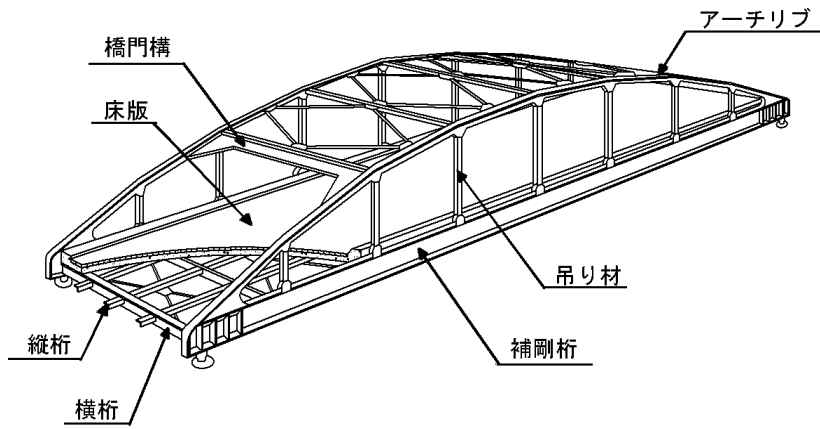
トラス橋の格点部



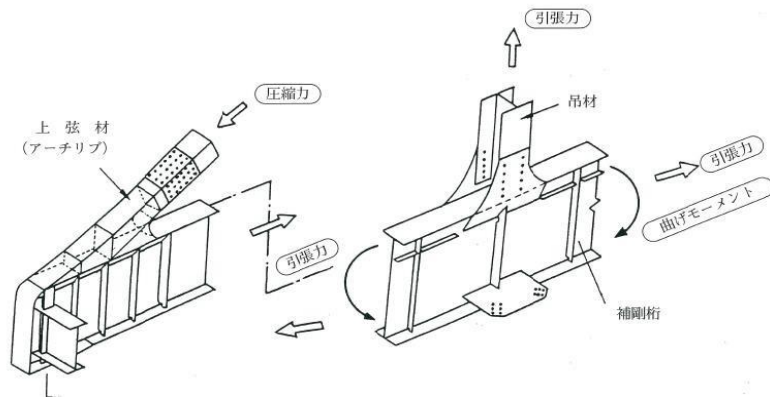
格点部の詳細

付図-1. 1 部材の名称 (その2)

アーチ (下路式)



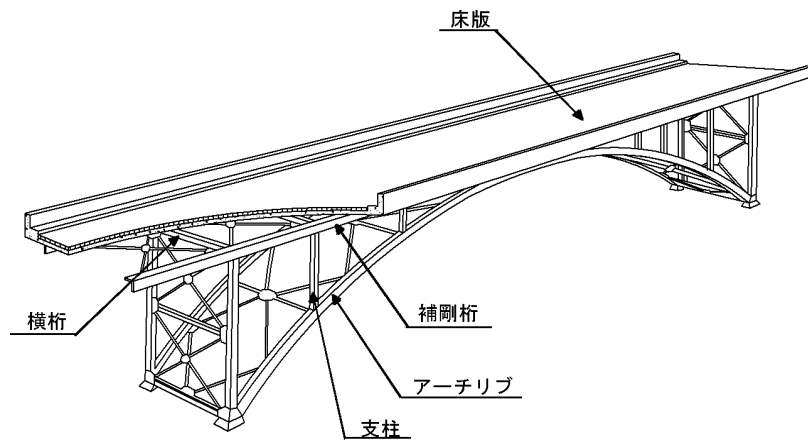
アーチ橋の格点部



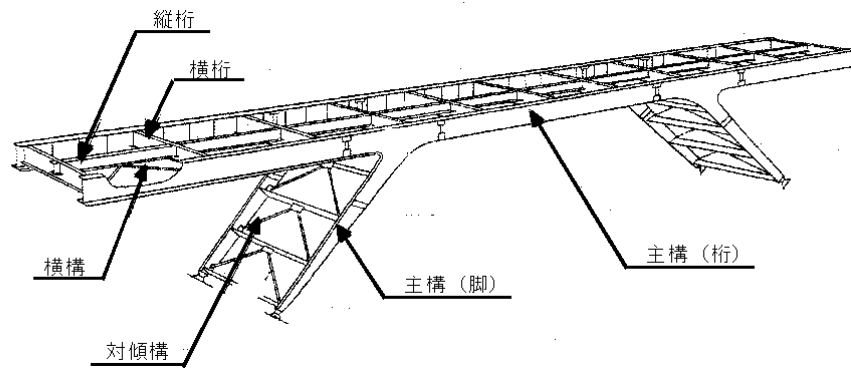
格点部の詳細

付図-1. 1 部材の名称 (その3)

アーチ (上路式)

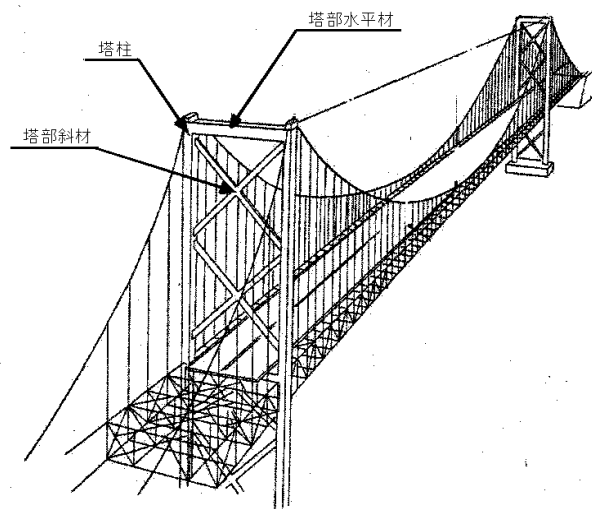
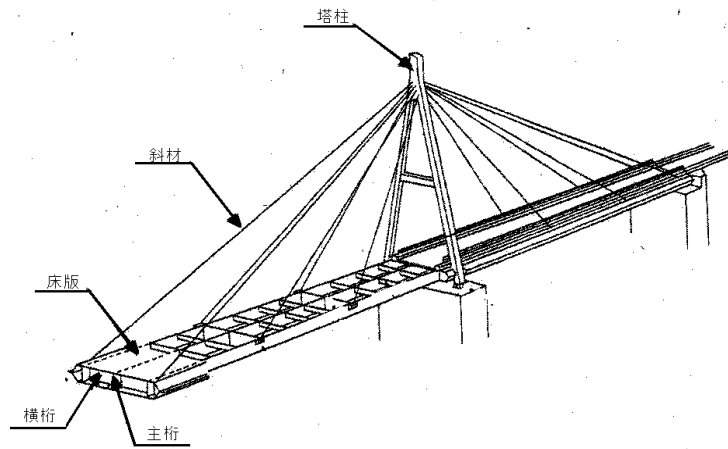


ラーメン

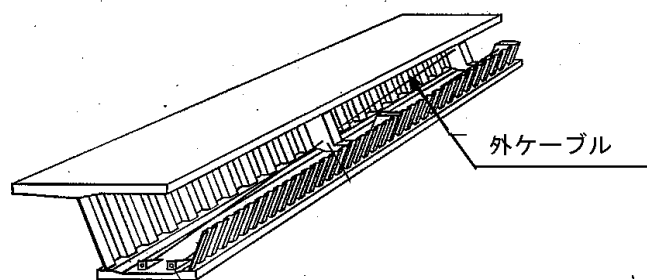


付図-1. 1 部材の名称 (その4)

斜張橋・吊り橋

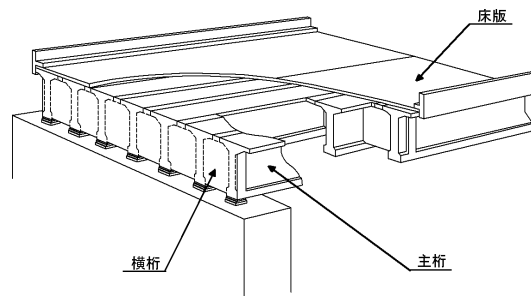


外ケーブル

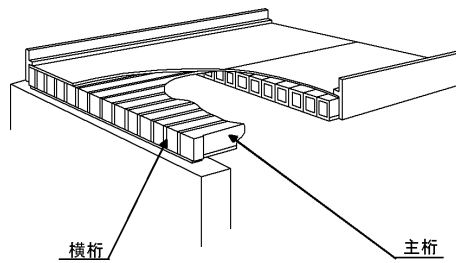


付図-1. 1 部材の名称 (その5)

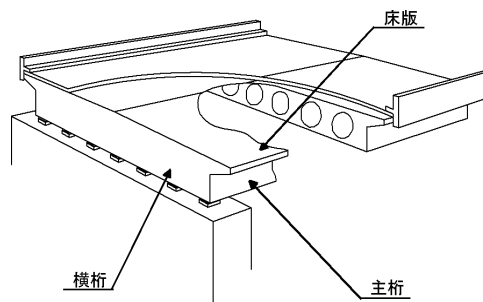
PCT桁, RCT桁



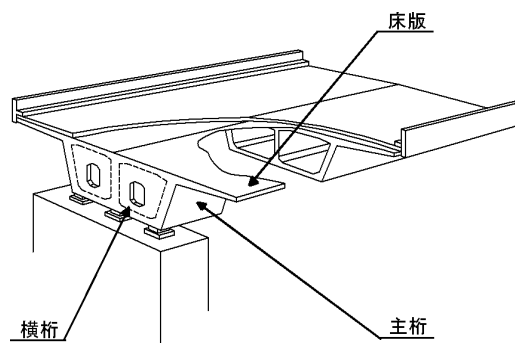
PCプレテン中空床版



PCポステン中空床版

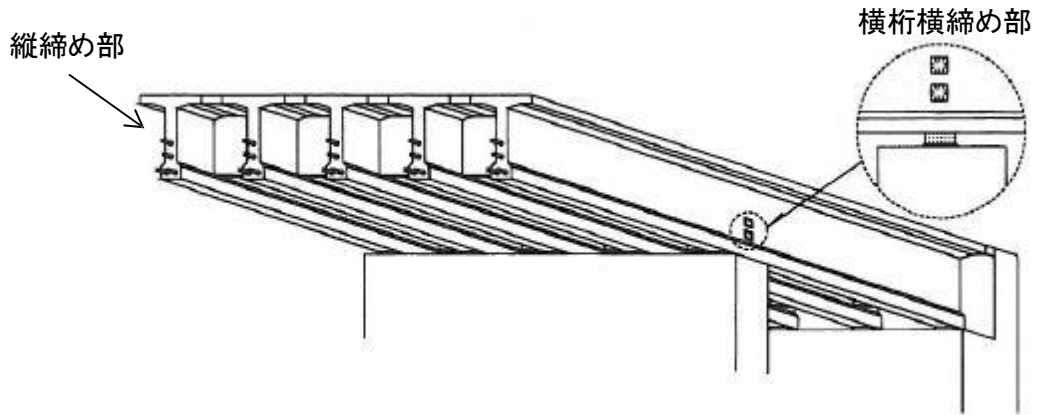


PC箱桁, RC箱桁

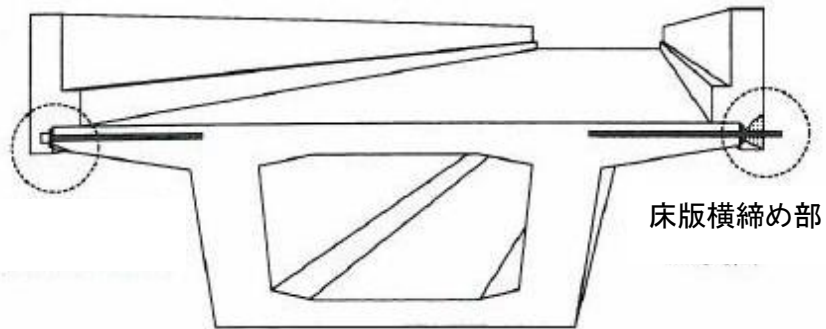


付図-1. 1 部材の名称 (その6)

PC定着部



注：縦締め部は，完成後は目視不可能な場合がほとんどである。



注：床版横締め部は，完成後は目視不可能な場合がほとんどである。

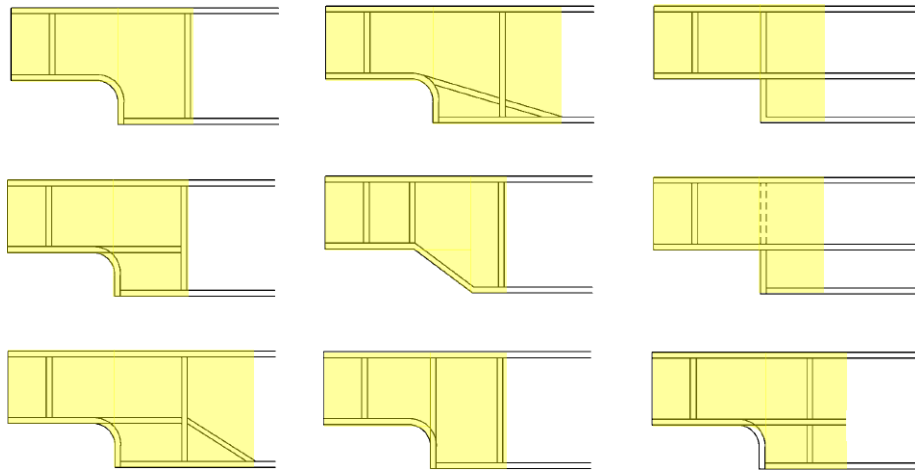
付図－1. 1 部材の名称（その7）

ゲルバー部

ア) 鋼主桁のゲルバー部

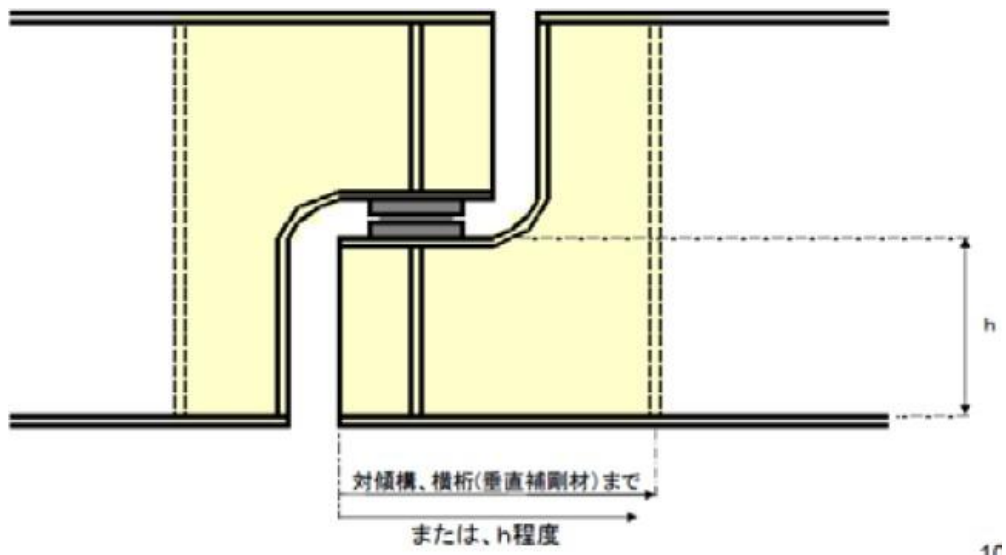
- 鋼主桁のゲルバー部の範囲は、次図の着色範囲を標準とする。

a) 標準例



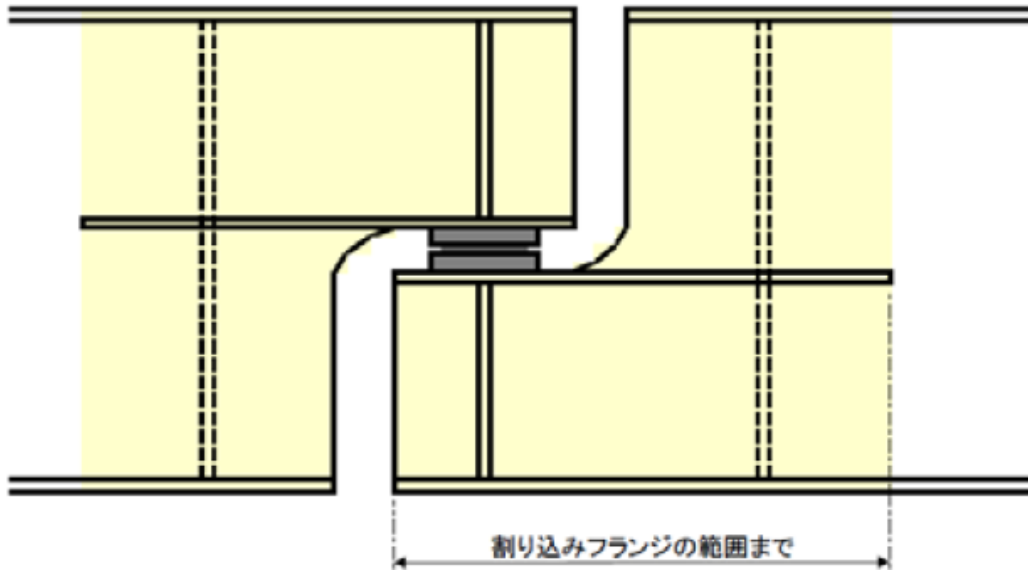
b) 未補強の例

- ゲルバー部近傍の対傾構または横桁まで（それらと取り合っている垂直補剛材まで）とする。
- 外桁外面など、垂直補剛材が無い場合は、下図の「h」の範囲とする。



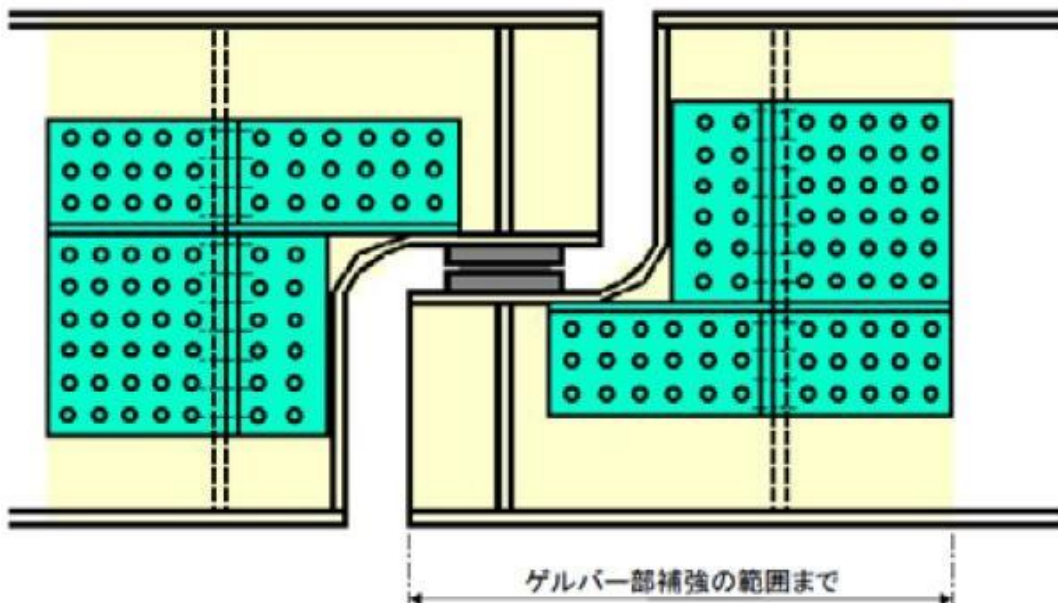
c) 割り込みフランジがある例

- ・ 割り込みフランジのある範囲とする。

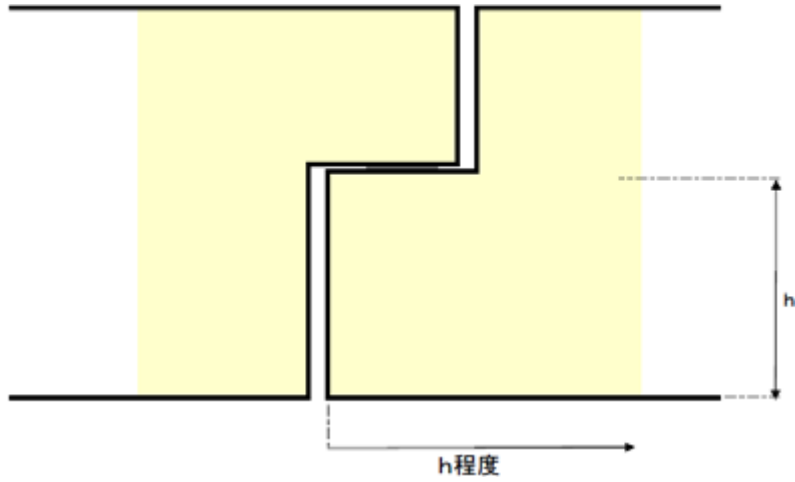


d) 補強済みの例

- ・ ゲルバー補強の範囲までとする。
- ・ なお、後から補強された「ゲルバー補強材」に損傷が認められた場合は、付録-3「⑩ 補修・補強材の損傷（分類5：鋼板（あて板等）」）として扱う。



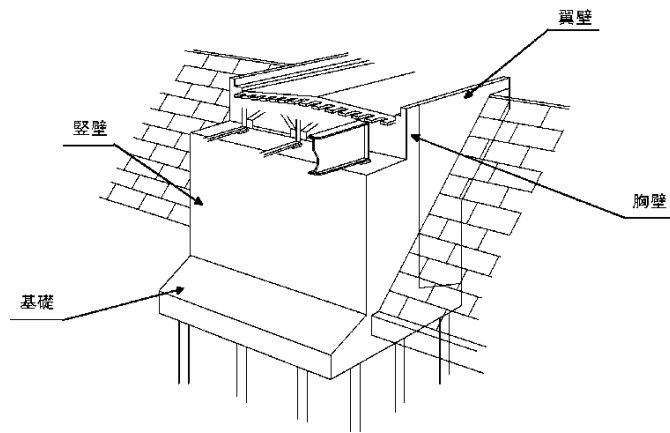
- 1) コンクリート主桁のゲルバー部
- ・下図の「h」の範囲とする。



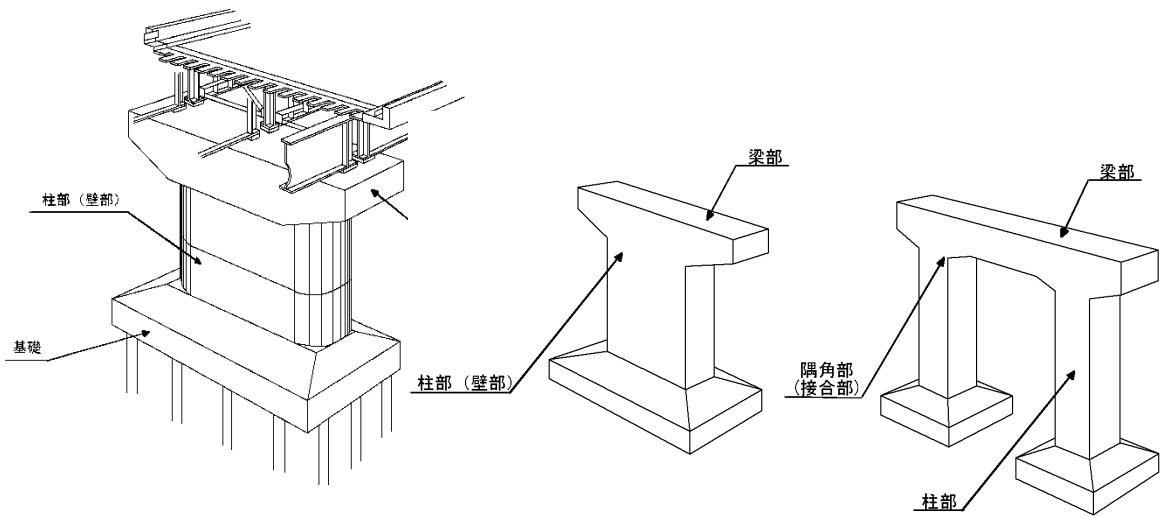
付図－1. 1 部材の名称 (その8)

・下部構造

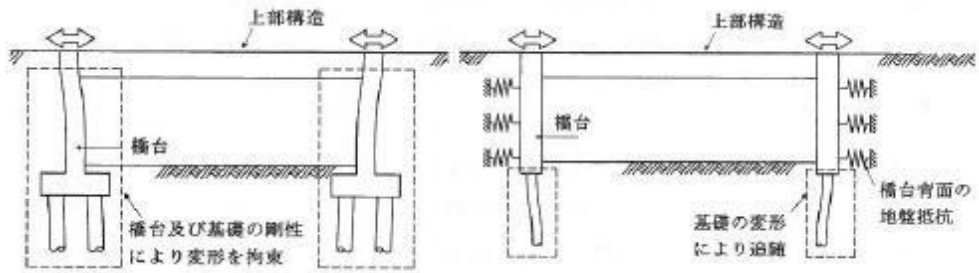
橋台



橋脚

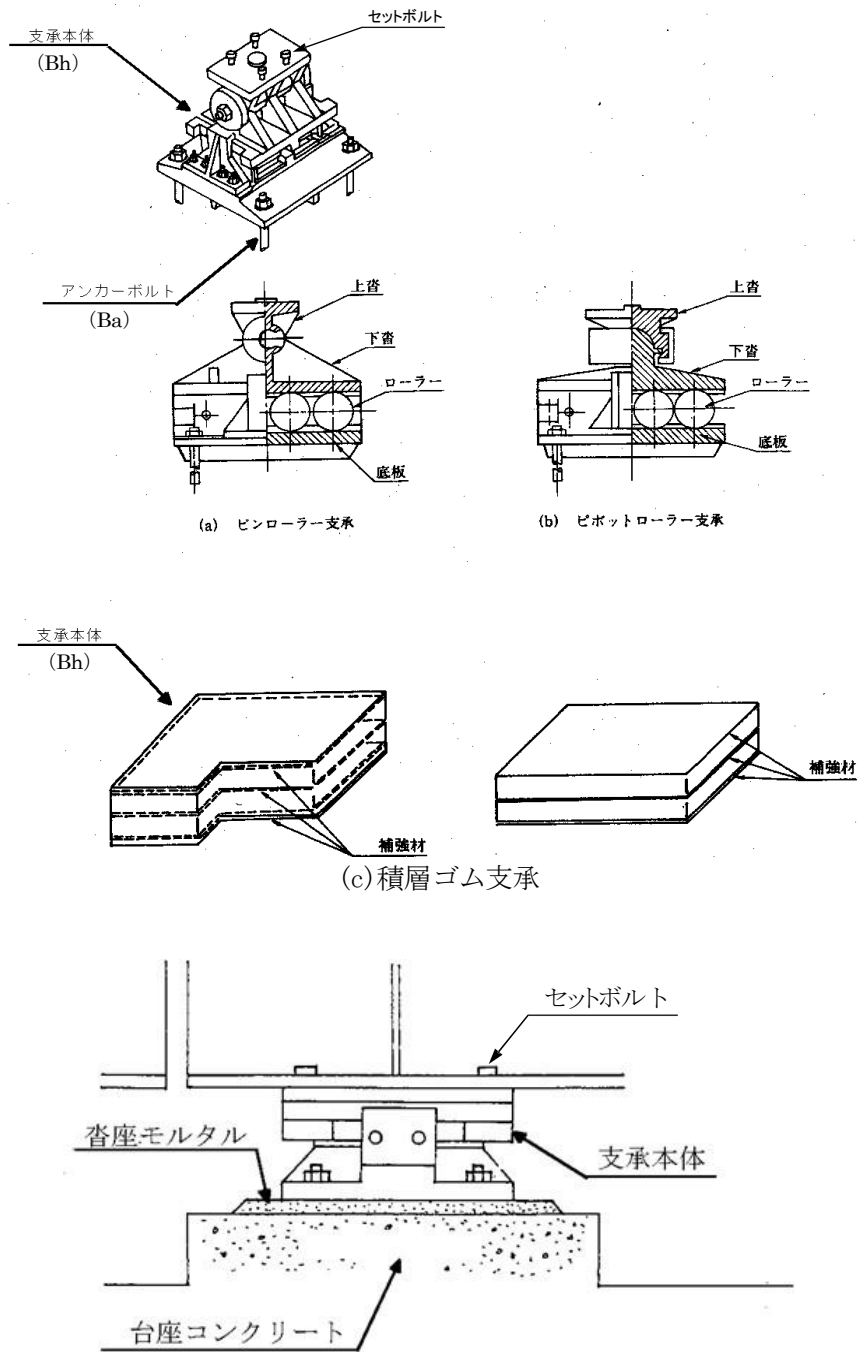


橋台部ジョイントレス構造



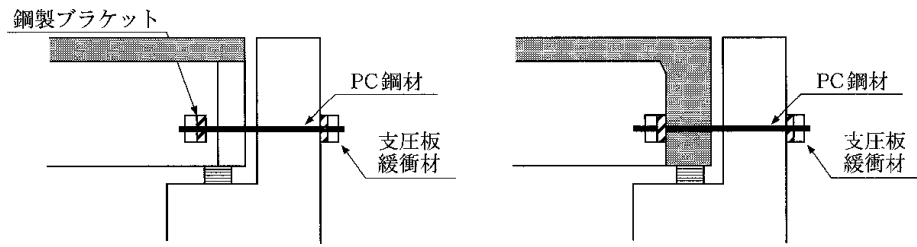
付図-1. 1 部材の名称 (その9)

・ 支承部



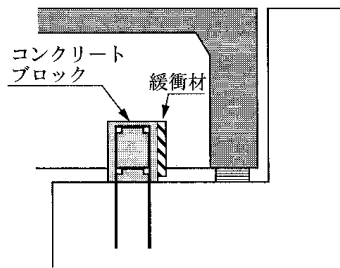
付図-1. 1 部材の名称 (その10)

・落橋防止システム

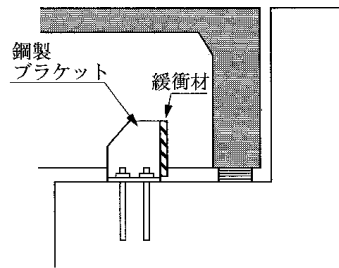


(a) 鋼上部構造の場合

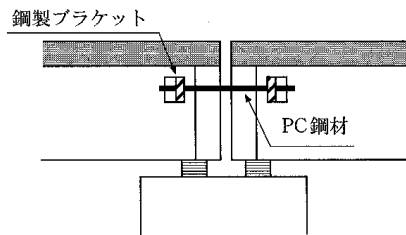
(b) コンクリート上部構造の場合



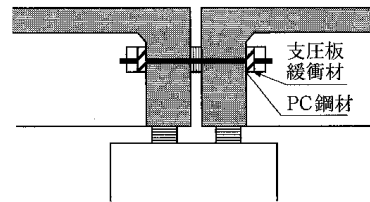
(a) コンクリートブロックを用いる落橋防止構造



(b) 鋼製ブラケットを用いる落橋防止構造



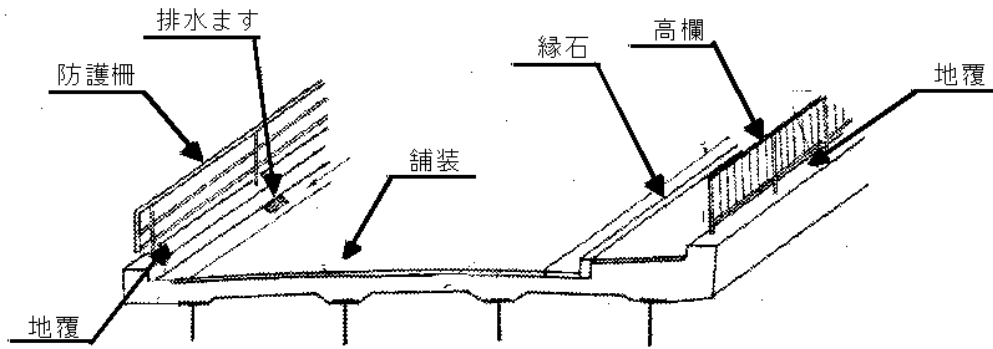
(a) 鋼上部構造の場合



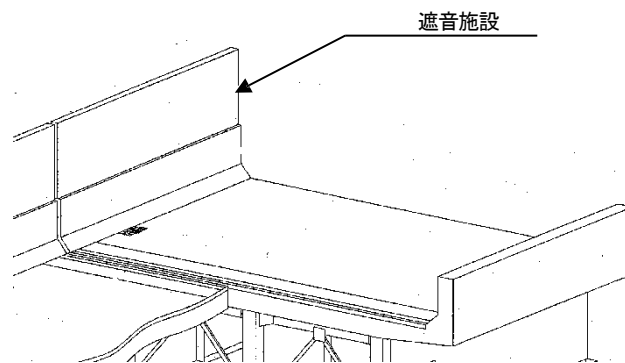
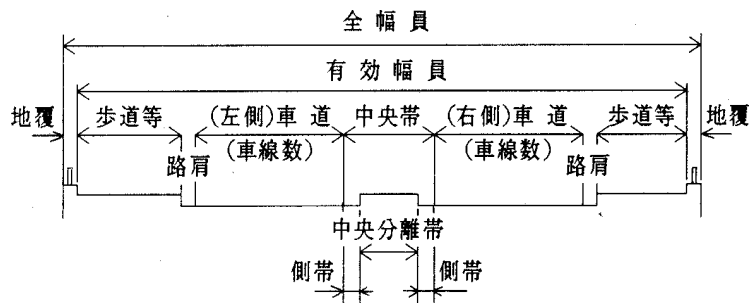
(b) コンクリート上部構造の場合

付図－1. 1 部材の名称 (その11)

・路上

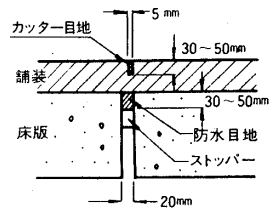


高欄、防護柵の使い刷毛は、設計基準は考慮せず、車両が衝突する可能性がある（最も車道より）のものを防護柵とする。

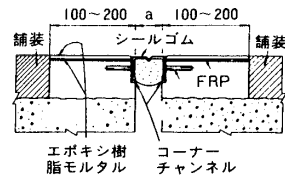


付図－1. 1 部材の名称（その12）

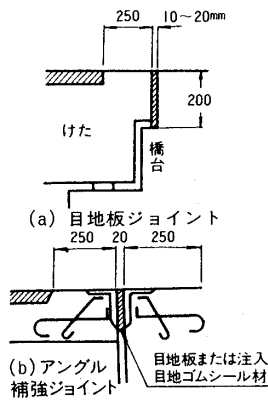
伸縮装置



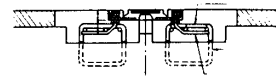
盲目地形式



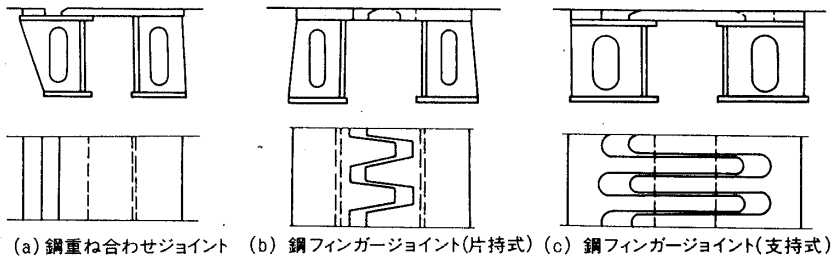
突き合わせ後付形式の例



突き合わせ先付形式



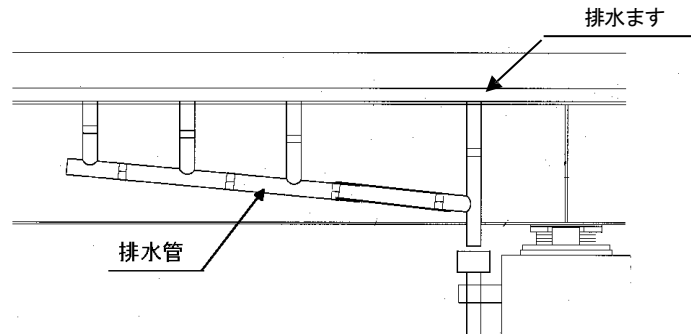
ゴムジョイント形式の例



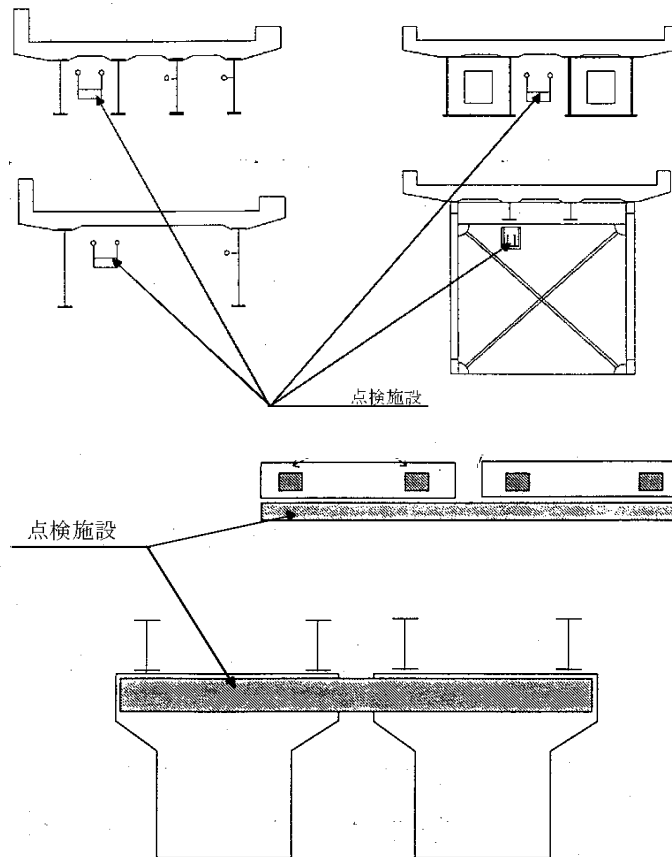
(a) 鋼重ね合わせジョイント (b) 鋼フィンガージョイント(片持式) (c) 鋼フィンガージョイント(支持式)

付図-1. 1 部材の名称 (その13)

・排水施設

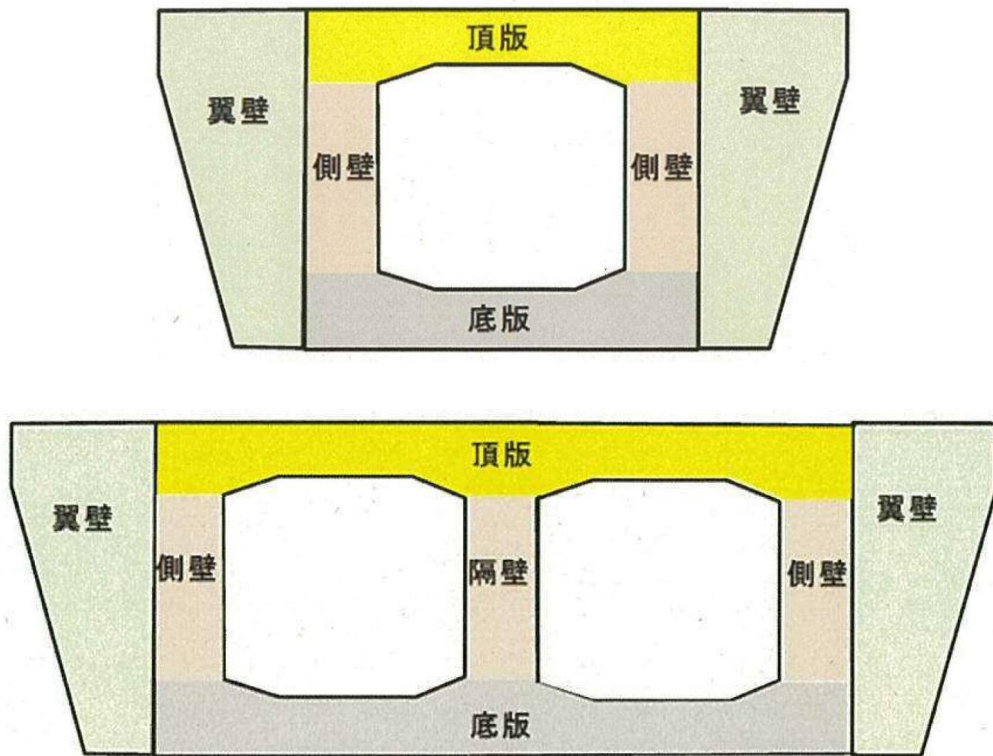


・点検施設



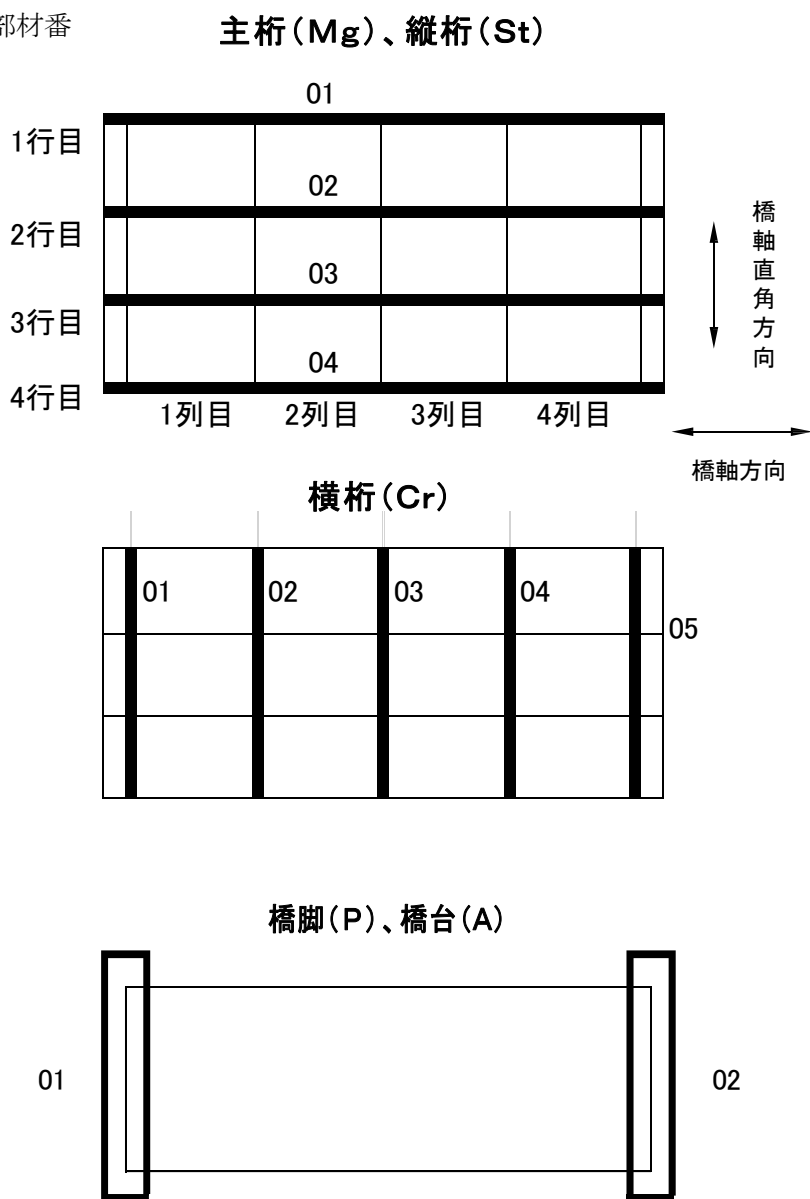
付図－1. 1 部材の名称 (その14)

・溝橋



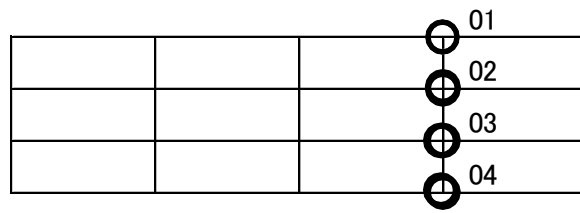
付図－1. 1 部材の名称 (その15)

■ 付図－1. 2 部材番号例

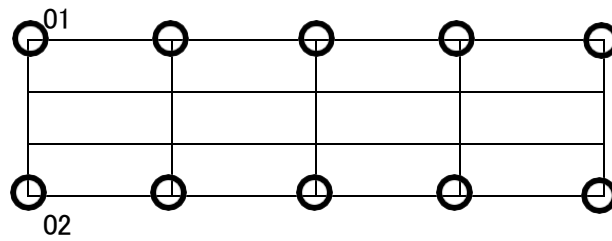


付図－1. 2 部材番号図 (その1)

・ゲルバー部

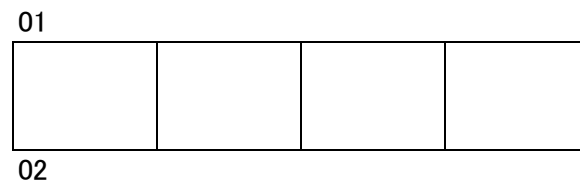


・PC定着部



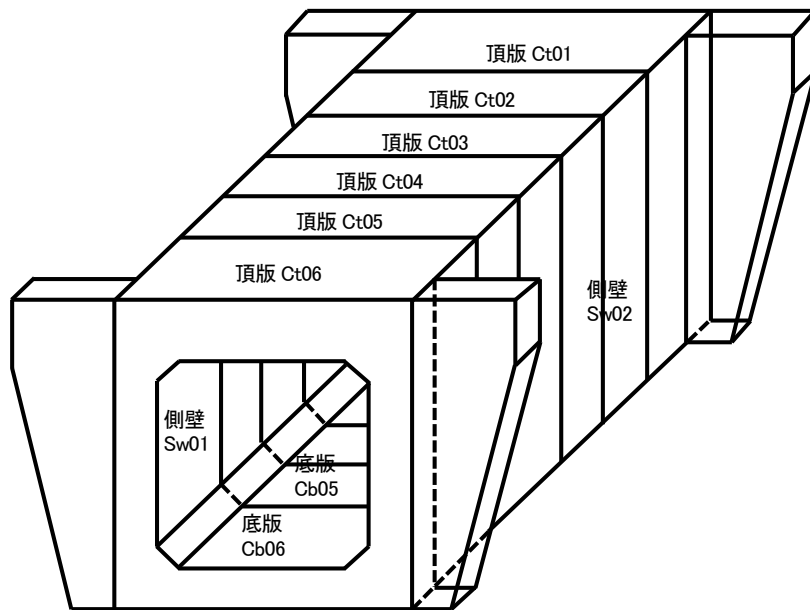
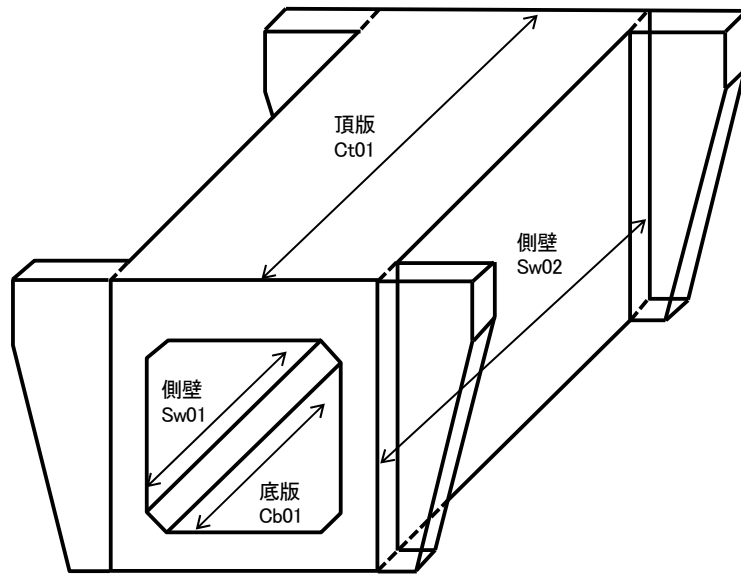
・アーチ, トラスの格点

- ・トラスの斜材, 垂直材のコンクリート埋込部
- ・アーチの吊り材等のコンクリート埋込部



付図一1. 2 部材番号例 (その2)

・溝橋（ボックスカルバート）



付図－1. 2 部材番号例（その3）